

本巣市景観計画

(改訂案)

令和 8 年 3 月
本巣市

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 景観計画改訂の経緯	2
1-3 計画の前提条件	3
1-4 景観計画区域	7
1-5 計画の体系	8
第2章 景観特性と課題	10
2-1 市全体の景観特性と課題	10
2-2 地域別景観づくりの課題	12
第3章 良好な景観形成に関する方針	14
3-1 景観づくりの目標	14
3-2 景観づくりの基本方針	15
3-3 地域別の方針	19
3-4 景観資源の活用方針	24
第4章 街並み形成地区の景観形成に関する方針	29
4-1 景観づくりの目標	29
4-2 街並み形成地区の景観づくりの方針	30
第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	35
5-1 景観形成配慮事項	35
5-2 景観計画区域に関する良好な景観形成のための事項	36
5-3 街並み形成地区に関する良好な景観形成のための事項	39
5-4 届出対象行為	45
5-5 特定届出対象行為、景観配慮確認票	48
5-6 景観形成重点地区	49
第6章 良好な景観の形成に関するその他施策の方針	52
6-1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	52
6-2 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	54
6-3 景観重要公共施設に関する方針	57
第7章 本計画の推進に向けて	61
7-1 推進体制の整備	61
7-2 市民との協働による景観づくりの推進	64
7-3 規制誘導や整備等の効果的な展開	66

第1章 はじめに

1－1 計画の趣旨

本巣市(以下、本市という。)は、岐阜県南西部に位置し、市北部は能郷白山等の急峻な山並みや谷を流れる根尾川、淡墨桜など、自然環境に恵まれています。根尾川は本市を貫流し、その堆積作用によって形成された市南部の緩やかな扇状地では、肥沃な濃尾平野が広がり、広大な田園風景を創出しています。また、各地に残る祭礼行事などの歴史・伝統的な資源が各地に多く残されており、現在も大切に継承されています。

これらの自然や伝統的な資源は、その地域特有の文化を育み、それぞれ特徴的な景観を形成する重要な要素であり、地域の愛着や誇りを醸成する本市の財産となるものと考えられます。

一方、一部の地域では、その交通利便性から、幹線道路沿道で大規模な商業施設が立地するなどまちづくりが進展しており、さらに、新庁舎の建設や東海環状自動車道本巣インターチェンジ等の整備に伴う新たなまちづくりにより、都市の景観要素が増加していくことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、今後は、様々な景観資源を守り活かしながら、これらと新しい建築物等が調和した良好な景観をつくり育てていくことが必要です。

本市では、2010(平成 22)年度より、都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定などによって建築・開発等の行為に際して景観に一定の配慮がなされるよう取り組んできましたが、2012(平成 24)年2月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、2015(平成 27)年3月より本巣市景観計画(以下、「本計画」という。)及び本巣市景観条例を施行し、都市計画の方向性と足並みを揃えて、積極的に景観行政に取り組んでいるところです。

このたび本計画が 2025(令和7)年に施行から 10 年が経過することから、本市の 10 年間における景観行政の実績と、東海環状自動車道の延伸及び本巣ICの開設による今後のまちづくりの方向性を踏まえ、景観づくりの方向性や景観形成誘導の方針を再確認し、あらためて本市の景観行政と景観まちづくりの考え方を示します。

1－2 景観計画改訂の経緯

(1) 策定の経緯

本計画の策定にあたっては、以下の検討組織の設置、住民説明会等を実施し策定しました。

取り組み(会議、協議等)	概要
① 知事の承認を得て景観行政団体となる (平成24年2月)	平成24年2月1日岐阜県知事同意。 (景観法第98条第2項)
② 本巣市景観計画策定検討委員会 (平成25年度)	学識経験者、行政、建築、自治会、農業、まちづくり、観光、造園、文化財、建設・建築・不動産の専門家により策定委員会を設けて景観計画を策定。
③ 住民説明会 (平成25年度)	市内4地区(根尾、本巣、糸貫、真正)において、景観計画に関する住民説明会を開催。
④ パブリックコメント	平成26年9月16日から10月15日までの30日間開催。市HPと都市計画課窓口に設置。
⑤ 都市計画審議会	平成27年1月19日に答申。
⑥ 本巣市議会	平成27年3月議会で説明。
⑦ 景観計画の告示	平成27年3月30日告示
⑧ 景観計画と条例に基づく施行	平成27年10月1日施行。

(2) 改訂の経緯

令和6年10月より景観計画の改訂作業を開始して、令和8年4月1日に改訂しました。

取り組み(会議、協議等)	概要
① 景観審議会 (令和6、7年度 計3回開催)	令和7年3月4日、令和7年6月17日、令和7年11月7日に開催。
② 住民説明会 (令和7年8月23日)	東海環状自動車道本巣IC～大野神戸IC開通記念プレイベントにて市民参加による本巣IC周辺景観づくりWSを実施。  こどもたちもWSに参加 本巣IC周辺の将来の姿を検討
③ パブリックコメント(仮)	景観計画改定案の素案を市役所庁舎内や市ホームページ上で公開し、広く市民の意見を聴取。
④ 都市計画審議会(仮)	本巣市都市計画審議会に説明。
⑤ 本巣市議会(仮)	本巣市議会に「本巣市景観条例」の改正案を上程し、承認。
⑥ 景観計画の告示と条例の施行(仮)	令和8年4月に「本巣市景観条例」の改正を行い、同年○月に施行。
⑦ 景観計画と条例に基づく行為の届出 (仮)	令和8年4月に「本巣市景観計画」の改定を行い、同年○月に運用を開始。

1-3 計画の前提条件

(1) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画における将来像「自然と都市の調和の中で、人がつながる活力あるまち・本巣」について、景観の観点から実現を目指すべく定めるもので、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である本市が策定します。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。このうち、必須事項の「行為の制限に関する事項」では、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定め、これに沿った手続きを法的に義務づけています。

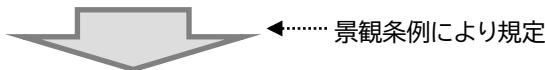
図 景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

必須事項	選択事項(追加できる事項)
<ul style="list-style-type: none">①景観計画区域②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	<p>(選択事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項・景観重要公共施設の整備に関する事項・景観重要公共施設の占用等の基準・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項・自然公園法の許可の基準 <p>(定めることに努める事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

→ ■行為の制限に関する事項の内容（例示）

	建築物の建築等	工作物の築造等	開発行為
届出対象	<ul style="list-style-type: none">・建築面積○m²以上・高さ○m以上 等	<ul style="list-style-type: none">・築造面積○m²以上・高さ○m以上 等	<ul style="list-style-type: none">・開発面積○m²以上 等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none">・色彩・形態・意匠・高さの最高限度または最低限度・壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積等		<ul style="list-style-type: none">・切土・盛土による法の高さの最高限度・敷地面積の最低限度・木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度等



一定の行為について届出を義務づけ
(法16条第1項)



景観形成基準に適合しない場合は設計変更等を勧告
(法16条第3項)

(2) 計画の対象期間

本計画は、景観に大きな影響を与える状況変化(大規模プロジェクトの具体化等)や、本巣市総合計画等の上位・関連計画の改定にあわせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

なお、景観に大きな影響を与える状況変化がない場合においても、施行期間10年を目処に定期的な見直しの検討を行うものとします。

(3) 本市の「現在の姿」

本市では、北部の雄大な山並みや根尾川などの美しい自然、そして濃尾平野に広がる田園や柿畠などの農村の原風景が土台となり、地域の風土、伝統文化や人々の暮らしの営みと調和した、本巣市らしい景観が形成されています。

●雄大な山並み景観

- ・四季の感じられる雄大な山並み(根尾地域、本巣地域)
- ・公園等からの自然景観への眺望(根尾地域、本巣地域、糸貫地域)

●自然豊かな水辺環境

- ・根尾川、糸貫川等の人々に潤いを与える水辺空間(全地域)
- ・根尾川の釣り、糸貫川のホタルなど人々が集い楽しむ水辺環境(根尾地域、糸貫地域)

●地域の特徴的な自然・樹木

- ・淡墨桜等の歴史的な樹木(全地域)
- ・社寺林、防風林、がま(鵜ヶ池)等の特徴的な自然(全地域)

●のどかな田園・里山の原風景

- ・濃尾平野に広がるのどかな田園風景(本巣地域、糸貫地域、真正地域)
- ・柿畠等の樹園地(本巣地域、糸貫地域、真正地域)
- ・集落の背景となる船来山等の里山風景(本巣地域、糸貫地域)



●地域の自然条件に適した建築物

- ・積雪に対応した屋根形状の山村集落(根尾地域、本巣地域)
- ・低層・戸建てが基調の農村集落(本巣地域、糸貫地域、真正地域)
- ・基盤整理された住宅地(糸貫地域)

●地域に息づく伝統文化

- ・真桑人形淨瑠璃、馬駆け祭り等の祭礼行事(全地域)
- ・社寺、古墳、遺跡等の文化財(全地域)
- ・農業や林業等の産業(全地域)



●地域の景観を支える公共施設

- ・交通軸となる幹線道路の整備(全地域)
- ・幹線道路沿道の緑化(全地域)
- ・市民が集う公園(全地域)

●多くの人が集まりにぎわいや活力をもたらす拠点

- ・大規模商業施設等が立地する商業拠点(糸貫地域、真正地域)
- ・生産の場としての工業地の景観(糸貫地域、本巣地域)
- ・市民が集まる行政拠点(全地域)

●良好な景観を創出する市民活動

- ・自治会による花いっぱい運動(真正地域)
- ・船来山の草刈りボランティア(本巣地域、糸貫地域)
- ・ホタルの保護育成活動(糸貫地域)

※この図は概要図であり、景観資源等のすべてを網羅したものではなく、また、厳密な位置を示したものではない。

凡　例

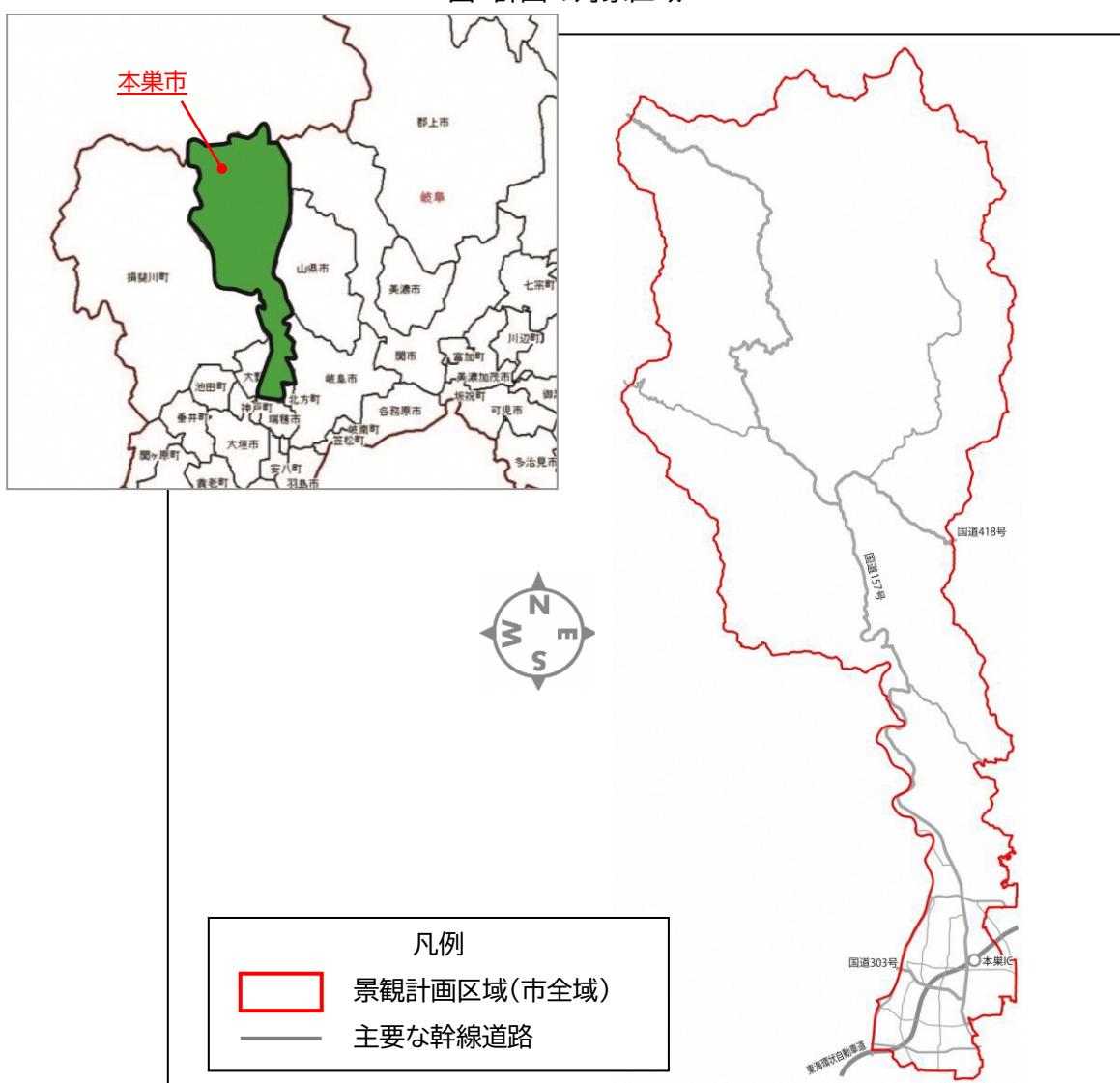
自然景観	暮らしの景観	その他
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑地 ■ 農地 ■ 水面 — 主要な河川 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物 — 主要な道路 — 樽見鉄道 ● 指定文化財 (建造物、樹木等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業拠点 ○ 産業拠点 ○ 行政拠点 <p>自然への眺望 暮らしへの眺望 自然や暮らしの景観への眺望に係る主要な視点場</p>

1-4 景観計画区域

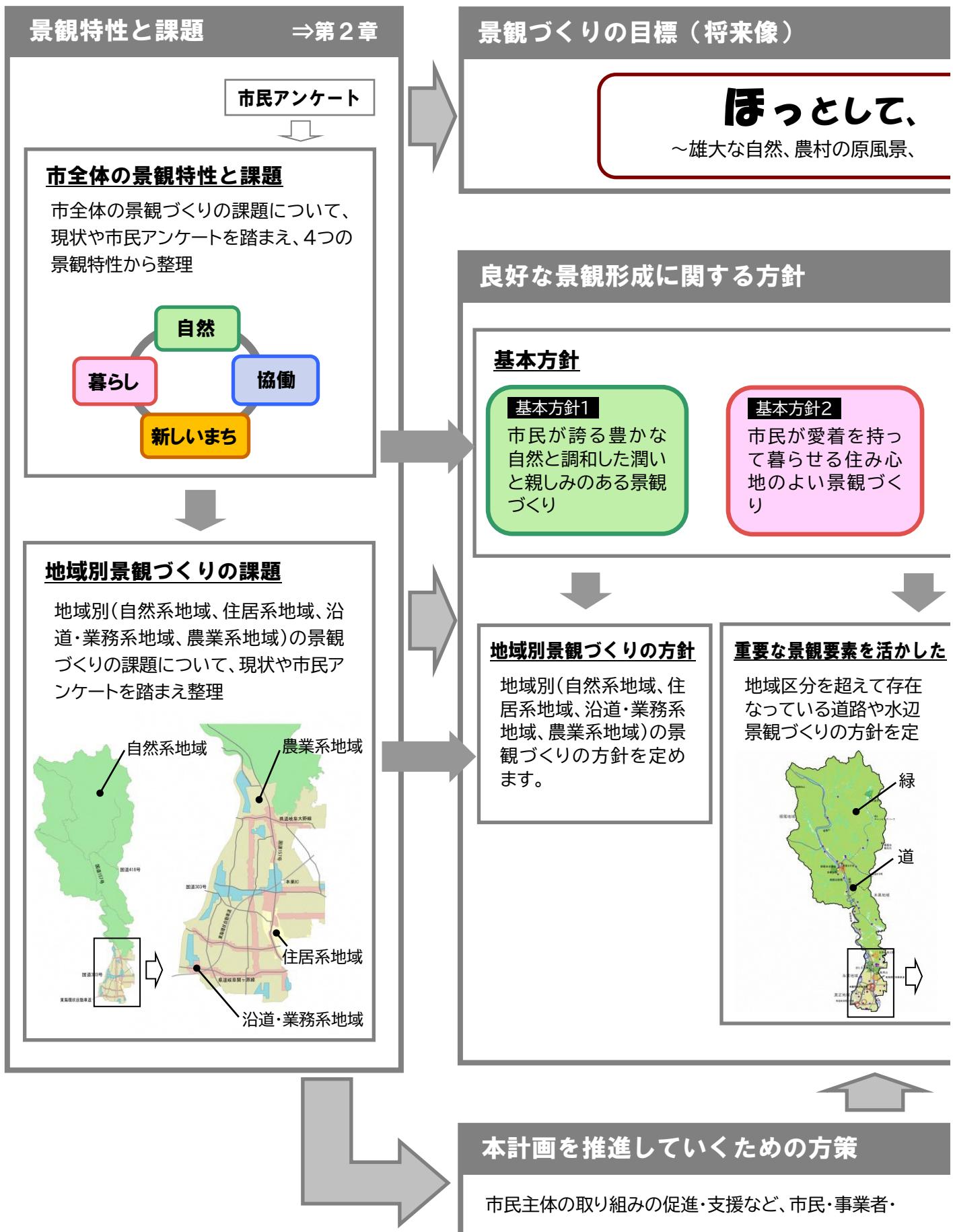
[景観法第8条第4項第1号]

本計画の対象区域である本市全域を「本巣市景観計画区域(以下、「景観計画区域」とい
う。)」とします。

図 計画の対象区域



1-5 計画の体系



元気を感じる景観のあるまち

特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

⇒第3章（3-2～4）

基本方針3

市民・事業者・行政
の協働による調和
のとれた景観づくり

景観づくりの方針

する重要な景観要素と
について、それぞれの
めます。



街並み形成地区、行為制限

⇒第4章、5章

街並み形成地区の景観形成に関する方針

東海環状自動車道本巣IC、PAの開設により開発圧力の高まる地区
を街並み形成地区として、景観形成に関する方針を設定します。

市全域、街並み形成地区の行為制限

将来的な本巣市の中心部となる本巣 IC・PA周辺を4地区に区分し
て、市全域と合わせてより詳しい景観基準を設定します。

建築物・工作物

開発行為

その他

重点地区

景観づくりを重点的に推進すべき地区を「景観形成重点地区」とし
て指定し、よりきめ細やかな景観形成基準などを定めます。

その他の重要施策

⇒第6章

景観上重要な要素の保全

景観上、特に重要な建築物や樹木については、景観法に基づく景
観重要建造物、景観重要樹木として指定し、積極的に保全します。

景観上重要な要素の整備

景観上、特に重要な公共施設につ
いては、景観法に基づく景観重要
公共施設として指定し、先導的役
割を果たすための適切な整備・管
理を図ります。

その他の要素

秩序ある広告物の景観
を形成するため、屋外
広告物の表示等の制限
に関する基本的な考え方
を定めます。

行政の協働に関する事項を中心としながら、本計画を着実に進めていく上での仕組み・体制を定めます。

⇒第7章

第2章 景観特性と課題

2-1 市全体の景観特性と課題

市全体の景観の特性と課題は、「自然景観」、「暮らしの景観」、「新しいまちの景観」、「協働による景観」の4つの要素で捉えるものとします。

①自然景観

自然景観は、本市の景観の骨格であり、住んでいる人々に潤いを、訪れた人々に感動を与える重要な景観資源です。山間部の雄大な自然だけではなく、身近な田園風景、地域に根付いた自然・樹木等も景観の魅力を支えています。

そのため、自然環境はできる限りそのままの姿を次世代に継承していくことが大切であり、人々の生活・経済活動と調和を図り、自然に配慮した建築等を行うことが必要です。こうしたことは、平野部からみた背景としての自然景観を守る上でも重要です。



能郷白山



淡墨桜

②暮らしの景観

暮らしの景観は、現代の住環境や伝統的な生活様式のなかで培われてきた大切にすべき要素です。住む場所や活動する場所、伝統的な建物、道路などは、市民の最も身近にある景観要素といえます。

そのため、暮らしの景観は本市らしさを創出する上で重要な要素であり、生活・経済活動と、自然景観との調和が大切です。また、住宅地等の市街地では、周囲への十分な気遣いのある景観づくりが必要です。



田園風景と調和した集落



県道岐阜関ヶ原線

③新しいまちの景観

東海環状自動車道本巣 IC・PA の開設は、本市と広域を結ぶ新たな高速交通体系として、本市のさらなる発展のきっかけとなります。しかしながら、広域からの自動車アクセスの向上は、これまでの本市の土地利用に与える影響も大きく、新たな景観要素の出現により“本巣らしい景観”を阻害する可能性もあります。

そのため、本巣 IC・PA 周辺の新たな景観が、本市の暮らしの景観等と融合し、より美しく、発展を実感できる景観づくりが必要です。



東海環状自動車道本巣 IC

④協働による景観

景観づくりを進めていくうえで、市民、事業者、行政の協働は欠かせないものです。

そのため、市民一人ひとりが本市の景観に関わっており、それぞれの小さな活動が良好な景観形成につながるということを認識することが重要です。



船来山の草刈りボランティア

2-2 地域別景観づくりの課題

本市の景観特性に応じて景観づくりを進めるため、景観計画区域を構成する4つの地域ごとに課題を整理します。なお、各地域については、現在の景観特性や都市計画上の区分を考慮して設定します。

図・表 景観の地域区分

景観地域	対応する都市計画上の土地利用規制 等	
自然系地域	・本巣都市計画区域外(市北部の山間部)	
住居系地域	・用途地域(第1種・第2種中高層住居地域、第1種住居地域)	
沿道・業務系地域	沿道型	・用途地域(近隣商業地域、第2種住居地域) ・特定用途制限地域(幹線道路沿道地区Ⅰ型・Ⅱ型)
	業務型	・用途地域(準工業地域) ・特定用途制限地域(産業誘導地区)
農業系地域	・特定用途制限地域(田園居住地区)	

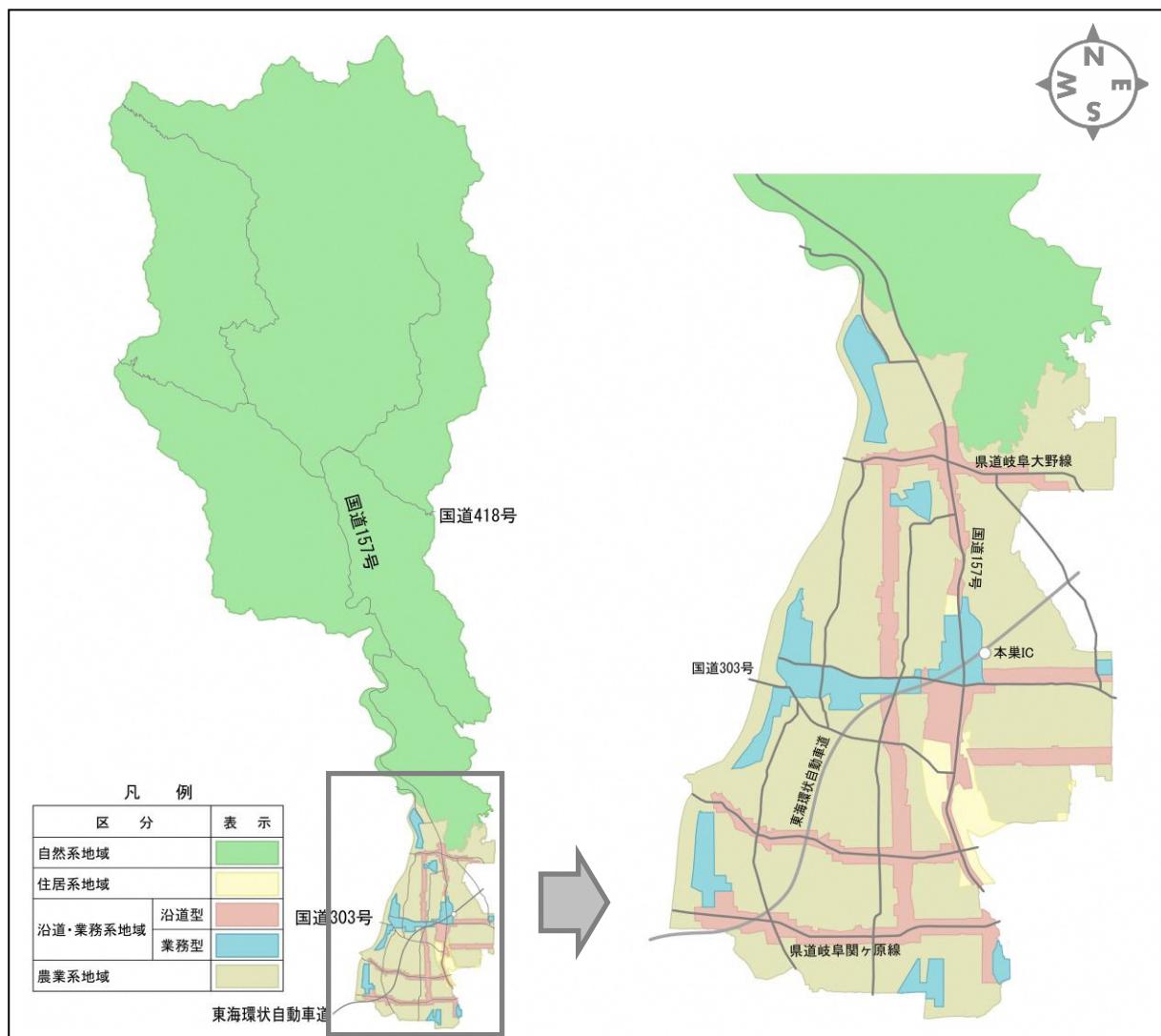


表 地域別景観づくりの課題

地域名	景観づくりの課題		
自然系地域	<ul style="list-style-type: none"> ●雄大な山並みや根尾川など、景観の骨格となる自然景観の保全 ●自然景観と調和した集落など、伝統的な暮らし景観の保全・創出 ●地域特有の景観資源を活用した観光施設等の自然景観との調和 		
			
	山並みと根尾川	山村集落	キャンプ場
住居系地域	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の高さ、色彩等の統一など、居住環境、周辺景観への配慮 ●住宅地周辺の緑、水辺の保全 ●敷地内緑化等の市民の自主的な取り組みの促進 		
			
	低層な住宅地	糸貫川の親水空間	基盤整備された住宅地
沿道・業務系地域	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物や看板の秩序あるルールづくり ●隣接する建築物等との調和など良好な街並み形成への配慮 ●大規模な工場等による周辺景観への配慮 		
			
	多様な広告物	幹線道路沿道の建築物	緑化された工場
農業系地域	<ul style="list-style-type: none"> ●落ち着きの感じられる農村集落の保全・創出 ●田園・柿畠風景や里山風景など、緑豊かな景観の保全 ●糸貫川のホタルや船来山など、地域特有の景観資源の保全・創出 		
			
	緑に囲まれた住宅団地	山裾に広がる田園風景	席田用水

第3章 良好な景観形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

3-1 景観づくりの目標

本市は、「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。これには、本巣市が誇る美しく豊かな自然と産業の調和を図り、地理的優位性を活かした広域的な交流により、心の豊かさと潤いに満ち活力あふれるまちの創造を目指すという意味が込められています。

これを踏まえ、景観面においては、能郷白山等の山並みや根尾川の雄大な自然の恵みによって構成される美しい景観を守りながら、先人たちが築いた地域に根付く伝統的な農山村の原風景を継承するとともに、次代へつながる新たな本巣の景観をみんなで創り、育んでいくことを目標とします。そして、住んでいる人や訪れる人が、本巣の魅力的な景観に触れて、住み続けたい、また訪れたいと感じる景観づくりを目指していきます。

景観づくりの目標(将来像)

ほつとして、元気を感じる景観のあるまち

～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

3-2 景観づくりの基本方針

将来像の実現に向け、景観づくりの基本方針を次のように定めます。

**ほつとして、
元気を感じる
景観のあるまち**

～雄大な自然、農村の原風景、
特色あるまちの顔が織りなす
美しい景観づくり～

基本方針1

市民が誇る豊かな自然
と調和した潤いと親し
みのある景観づくり

基本方針2

市民が愛着を持って暮
らせる住み心地のよい
景観づくり

基本方針3

市民・事業者・行政の協
働による調和のとれた
景観づくり

基本方針1

市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり

(1) 豊かな自然の保全

市北部は能郷白山をはじめとした山々や根尾川などの豊かな自然を有しており、市全体に潤いと安らぎを与えており。その山並みは、市街地や農村集落の背景にもなっており、市民が誇る重要な景観要素といえます。

そのため、これらの人工的な改変を避けることを原則としながら、他法令に基づく行為制限(自然環境保全地域 等)との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じ、人々の生活・経済活動と自然景観との調和を図っていきます。



能郷白山と根尾地域の山並み

(2) 美しい農地・里山景観の保全

市南部の平坦地では、田園や柿畠などの農地が広がっており、親しみを感じる伝統的な生業の農村景観として受け継がれています。また、平野部の農村集落の背景となっている船来山や郡府山などの里山、多様な生態系を有する糸貫川などの水辺は、人と自然が共生する農村・里山景観を創出する重要な景観要素です。

そのため、他法令に基づく行為制限(農業振興地域等)との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じて、この農地・里山景観を市全体で保全します。



広大な田園風景



里山の風景(船来山)

(3) 特徴的な自然・樹木の保全

国の天然記念物に指定されている本市を代表する樹木「淡墨桜」をはじめ、各地の社寺等にも特徴的な樹木が存在します。

そのため、景観法に基づく制度(景観重要樹木 等)の活用も視野に入れて、きめ細やかな保全に取り組んでいきます。



淡墨桜



長屋神社のナギ

基本方針2

市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり

(1) 地域の景観と調和した良好な市街地景観の創出

市南部は都市計画区域に指定されており、用途地域および特定用途制限地域の指定により、主に幹線道路沿道とその周辺で住居系、商業系、工業系の都市的土地区域が進んでいます。

幹線道路沿道の商業地やその周辺の住宅地、工業地など、各地域の土地利用の特色も踏まえつつ、周辺景観と調和した建築物や屋外広告物等の誘導を図り、良好な街並みを保全・創出します。あわせて、建築物の敷地周辺の緑化や、街路樹の植栽、公園の整備等を通じて、緑豊かな市街地景観を創出します。



基盤整備された住宅地
山を背景にした大規模な工場

(2) 周辺の緑と調和した農村集落の保全

田園や柿畠などの広大な農地や、山並みや根尾川に囲まれた山あいなど、生業の環境を骨格とした農村景観、山村景観は、本巣の自然条件のなかで育まれた伝統文化の景観といえます。

そのため、他法令に基づく行為制限(農業振興地域等)との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じて、この農山村景観の秩序・美しさを守ります。あわせて、景観法に基づく制度(景観重要公共施設等)の活用も視野に入れ、環境整備による魅力向上に取り組みます。



田園・柿畠風景と調和した農村集落
紅葉と国道 157 号

(3) 本巣市らしい多彩な景観資源の保全と魅力化

本市は、淡墨桜や歴史・文化的資源、樽見鉄道、大規模商業施設、産業施設など、個性のある多彩な景観資源を持っています。本巣市らしい景観づくりを進める上では、これらの特徴的な景観を守り活かしながら、地域のイメージを豊かにすることが重要です。

そのため、景観面からの建築ルールの設定、景観法に基づく制度(景観重要建造物等)の活用も視野に入れた保全をはじめ、特徴的な景観資源を活かしながら、地域特性を大切にした魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。



大規模商業施設(モレラ岐阜)
長屋神社

基本方針3

市民・事業者・行政の協働による調和のとれた景観づくり

本市の特徴的で魅力ある景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により、先人たちが大切に守り、育て形成されてきたものです。

そのため、本市の景観づくりを進めていく過程においては、そこで生活する市民一人ひとりが景観づくりの主役であるという自覚を持って参加するとともに、事業者をはじめ、まちづくりの先導役である行政がそれぞれの役割や責任を正しく認識し、協働していきます。



景観づくりの主体

市民

【景観づくりの主役】

- 地域の景観に関心を持つ
⇒景観イベントの参加 等
- 身近なところの環境美化活動
⇒敷地の緑化、自宅周辺の清掃 等
- 市が行う景観づくりへの協力
⇒市が主催する景観イベントへの参加 等
- より積極的・自律的な景観づくり
⇒質の高い建築行為 等

事業者

【景観づくりの重要な担い手】

- 地域の景観に関心を持つ
⇒景観イベントへの参加 等
- 地域と一緒にした景観まちづくり
⇒本計画に基づく建築ルールの遵守、市が主催する景観イベントへの参加 等
- 地域の良好な景観の形成に協力する
⇒敷地・駐車場の緑化、事業所周辺の清掃、質の高い建築・広告行為 等

協力、連携

支援、誘導、先導

行政

【景観づくりの先導・サポート役】

- 景観に配慮した公共事業の推進
⇒景観法に基づく制度(景観重要公共施設)を活用した道路の整備 等
- 地域の良好な景観の保全
⇒本計画に基づく建築指導、景観法に基づく制度(景観重要建造物、樹木)を活用した景観資源の保全、都市計画法等の他法令に基づく規制・誘導 等
- 市民等が主体となった活動の支援と啓発
⇒景観イベント(住民説明会等)の開催、景観資源の発掘・情報発信、活動団体への支援 等

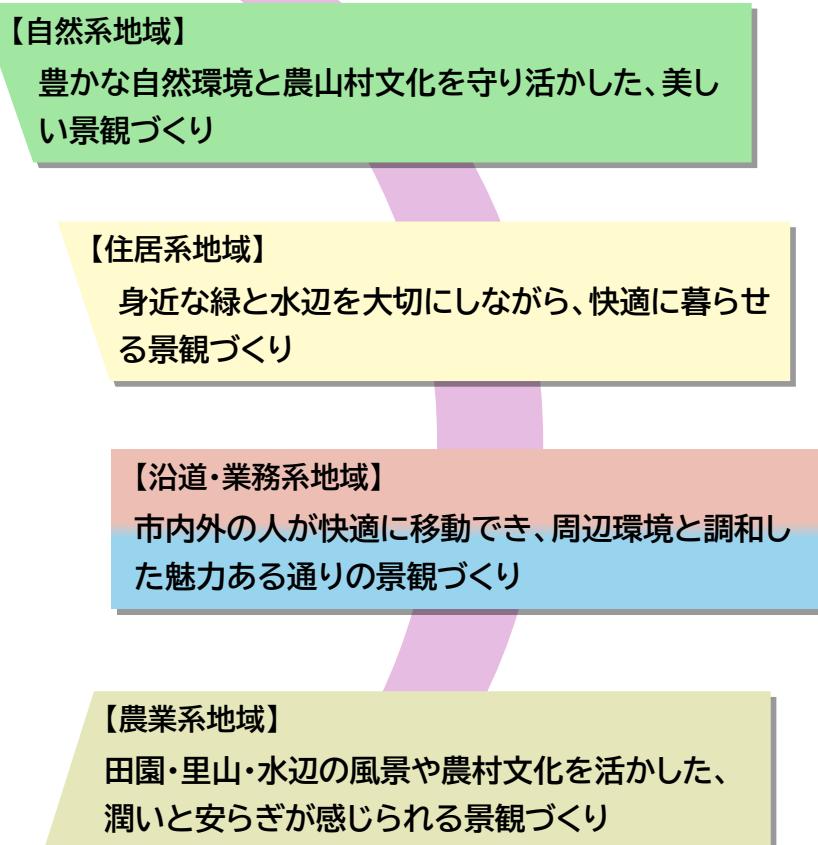
3-3 地域別の方針

市全体の基本方針や地域の特性・課題を踏まえ、地域別の方針を次のように定めます。

- 基本方針1 市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり
- 基本方針2 市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり
- 基本方針3 市民・事業者・行政の協働による調和のとれた景観づくり

～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

ほつとして、
元気を感じる
景観のあるまち



自然系地域

基本方針

豊かな自然環境と農山村文化を守り活かした、美しい景観づくり

(1) 美しく潤いある自然を活かした景観づくり

- 開発行為後の緑化等の修景による、美しい山並み景観の保全
- 本巣の景観の骨格を成す根尾川や、乙姫滝、金山渓谷等の各地に点在する景観資源の保全
- 国道157号・根尾川沿い等での渓谷美を楽しめる視点場の創出

(2) 自然と調和した伝統ある暮らしの景観づくり

- 建築物等の配慮による、周辺の自然環境に馴染む農山村集落の保全・創出
- 地形・気候を活かした農業・林業等による、伝統的な生業景観の保全
- 屋外広告物や建築物等の配慮、空き家等の景観阻害要素の適正な維持管理の促進による、国道157号等の見通し景観の保全

(3) 観光資源を活かしたもてなしの景観づくり

- 淡墨桜を有する淡墨公園や樽見鉄道など、豊富な景観資源の保全・活用
- 淡墨公園や上大須ダム等の視点場からの眺望に配慮した、屋外広告物や建築物等の誘導による、良好な眺望景観の保全・創出



根尾川と山並みの風景



山に囲まれた集落



山並みを背景に走る樽見鉄道の風景



淡墨公園

住居系地域

基本方針

身近な緑と水辺を大切にしながら、快適に暮らせる景観づくり

(1) 整然とした落ち着きのある街並みの景観づくり

- 建築物等の高さの配慮による、街並みの連續性やまとまりのある景観の創出
- 住宅地にふさわしい落ち着いた色使いによる、住み心地のよい住宅地の保全・創出

(2) 水辺・緑とふれあい、潤いと安らぎが感じられる良好な景観づくり

- 街路樹や公園整備等による、緑豊かな景観の創出
- 糸貫川沿いの親水空間等、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 住宅地周辺の緑(樹木、農地など)の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等の推進による、緑豊かな景観の保全・創出



緑豊かな住宅地



整然とした低層住宅地



潤いある親水空間(糸貫川)



緑化された住宅

沿道・業務系地域

基本方針

市内外の人が快適に移動でき、周辺環境と調和した魅力ある通りの景観づくり

(1) 美しく魅力的な通りの景観づくり

- 街路樹の整備や施設周辺の緑化による、緑豊かな景観の創出
- 屋外広告物や建築物等の配慮による、品の良い賑やかさが感じられる通りの景観の創出
- 周辺の田園風景、里山、水辺等の風景を楽しめる視点場の整備による、眺望景観の創出

(2) 周辺の住宅地や農村景観に配慮した景観づくり

- 周辺の住宅地や農村景観に馴染む落ち着いた色彩や緑化等の配慮による、過ごしやすさと周囲への気配りが感じられる景観の創出
- 屋外広告物の大きさや建築物の配置等の配慮、空き家等の景観阻害要素の適正な維持管理の促進による、見通し景観の保全・創出

(3) 働く場として快適に過ごせる産業景観づくり

- 施設周辺の緑化等による、河川堤防や道路からの見え方に配慮した緑豊かな景観の創出
- 工場等の大規模建築物・工作物の配慮による、明るく親しみの持てる景観の創出
- 清掃活動の推進や不法投棄の防止等による環境美化



国道 157 号沿道の商業地



県道岐阜関ヶ原線沿道の商業地



モレラ敷地内の銀杏



大規模な工場とその周辺の緑地

農業系地域

基本方針

田園・里山・水辺の風景や農村文化を活かした、潤いと安らぎが感じられる景観づくり

(1) 緑豊かで安らぎを感じられる農村景観づくり

- 公園や街路樹の整備等による、緑豊かな景観の創出
- 伝統的な社寺林・屋敷林等の緑の保全による、田園・樹園地、里山風景と馴染む農村景観の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等による、緑豊かな農村景観の保全・創出

(2) 地域の特徴（田園・里山・水辺）を活かした景観づくり

- 農村風景を眺望できる船来山等の視点場の保全・創出
- 根尾川や糸貫川沿いの公園等の整備による、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 東海環状自動車道の桁下空間の修景・緑化等による、美しい農村景観の保全

(3) 地域の個性や歴史・文化を感じる景観づくり

- 文殊の森や席田用水沿いのホタル公園など美しい水辺景観の保全
- 各地に存在する社寺や古墳等の歴史・文化的資源の保全・活用
- 遊休農地を活かした花の景観づくり等による、地域特有の特産品の保全・活用



ホタル公園(席田用水)



田園風景と調和した農村集落



市民主体の活動により作られた花壇



船来山の草刈りボランティア活動

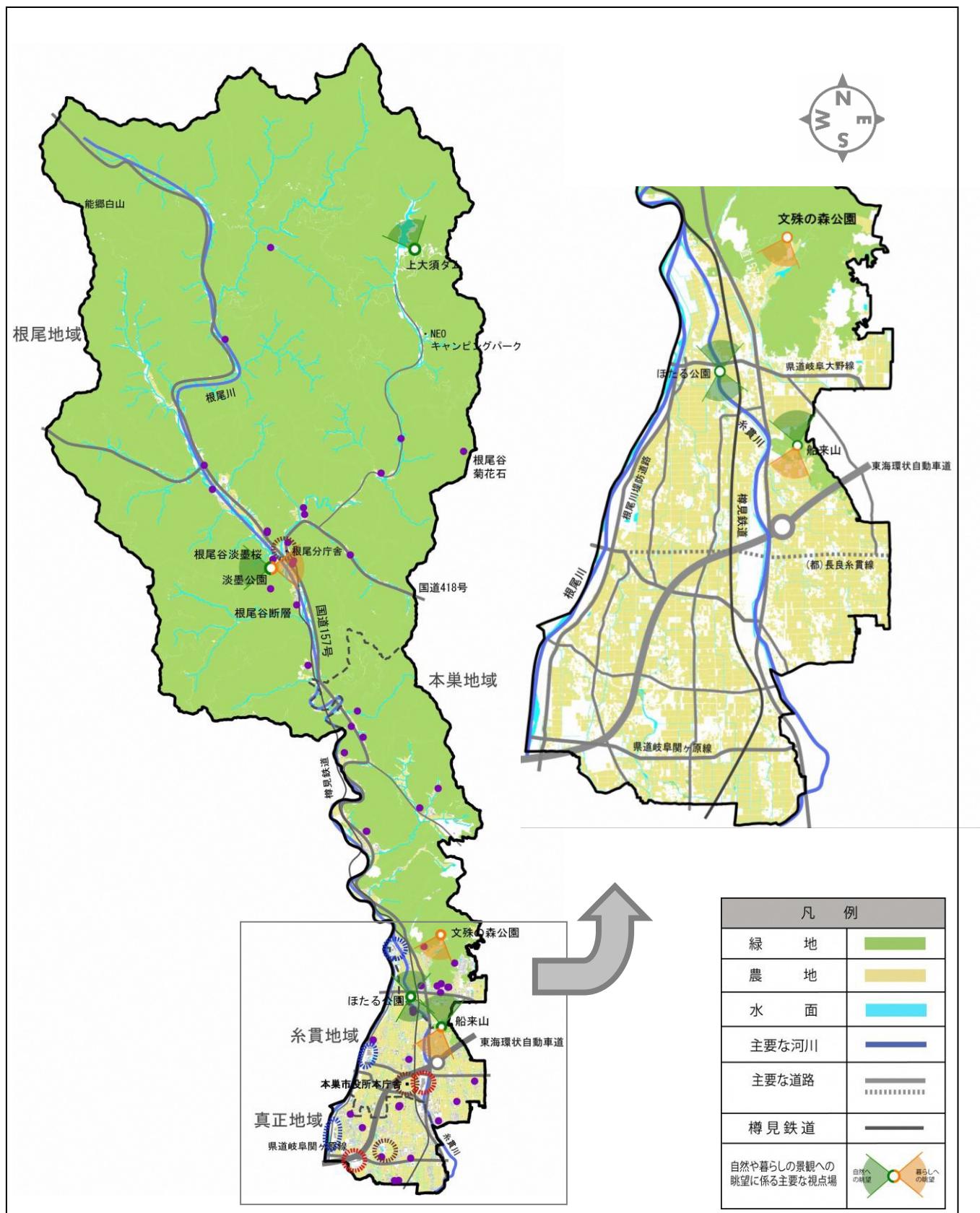
3-4 景観資源の活用方針

本市の景観は、地形等の条件変化により、地域ごとに表情の異なる多様な景観を持っており、本市を縦断する主要な道路や鉄道は、多様な表情の景観を体験できる重要な視点場になるとともに、その眺めは本市の景観イメージを豊かにします。このような、地域によって表情が変化する景観資源は、地域内で完結するものではないため、地域を超えて、統一のとれた方針に基づく景観づくりが必要になります。

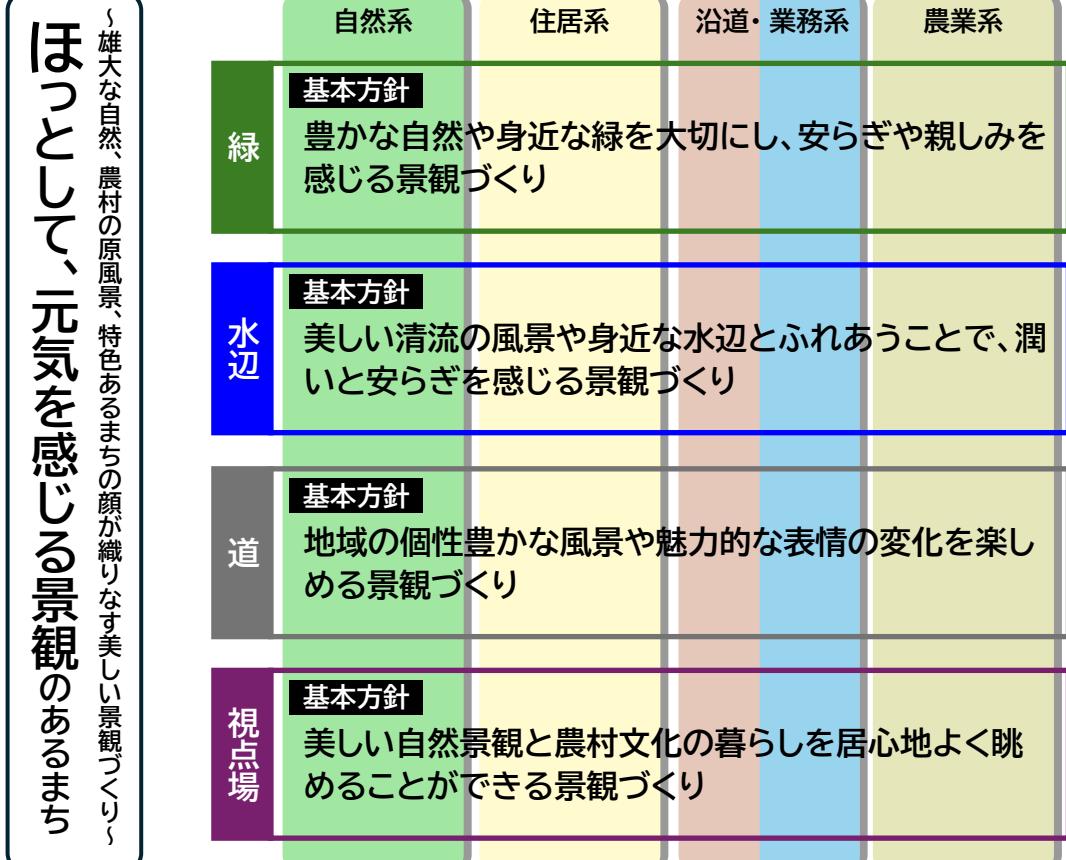
そのため、緑や道などの景観要素から特に活用すべき景観資源を抽出し、その活用方針を次のように定めます。

景観要素区分	主な景観資源
緑	<ul style="list-style-type: none">・もとまるパーク・山並み、樹林地・船来山等の里山・屋敷林、社寺林・田園、樹園地
水辺	<ul style="list-style-type: none">・根尾川・糸貫川・犀川
道	<ul style="list-style-type: none">・国道 157 号、県道岐阜関ヶ原線等の主要な国県道・長良糸貫線や主要な都市計画道路・東海環状自動車道本巣 IC、PA・東海環状自動車道・樽見鉄道
視点場	<ul style="list-style-type: none">・もとまるパーク・船来山(市街地・農村集落、田園風景、山並みへの眺望)・ホタル公園(河川、山並みへの眺望)・文殊の森公園(市街地・農村集落、田園風景)・淡墨公園(山並み、清流、農山村集落への眺望)・上大須ダム(山並み、ダム湖への眺望)

図 本市の景観を構成する重要な要素



- 基本方針1 市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり
- 基本方針2 市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり
- 基本方針3 市民・事業者・行政の協働による調和のとれた景観づくり



■「緑」に関する景観づくりの方針

基本方針

豊かな自然や身近な緑を大切にし、安らぎや親しみを感じる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●法規制による緑地や重要な樹木等の確実な保全	すべての地域
●伐採等の配慮による斜面緑地の連続性の維持	自然系地域、農業系地域
●他法令との連携による田園・柿畠風景の保全	農業系地域
●敷地内の緑化など周辺景観との調和に配慮した身近な緑の保全・創出	すべての地域

■「水辺」に関する景観づくりの方針

基本方針

美しい清流の風景や身近な水辺とふれあうことで、潤いと安らぎを感じる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●優れた生態系や潤いの感じられる優れた河川景観の保全	自然系地域、農業系地域、住居系地域
●乙姫滝、鶴ヶ池など、優れた自然環境の保全・活用	自然系地域、農業系地域
●歴史的な背景を持つ根尾川から各地の用水へと分流させる堰、源氏ボタルが生息する糸貫川等の優れた景観資源の保全・活用	農業系地域、住居系地域
●本巣市文化ホール周辺の犀川沿いや親水公園など、水とふれあえる空間の拡充	農業系地域、住居系地域

■「道」に関する景観づくりの方針

基本方針

地域の個性豊かな風景や
魅力的な表情の変化を
楽しめる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●背後の自然・田園景観に配慮しつつ活力と品格が調和した街並み景観を形成	沿道・業務系地域
●周辺景観との調和に配慮した緑豊かな道路空間の創出	自然系地域、農業系地域
●市のまちづくりを考慮した美しい景観整備（「淡墨街道」、「やまぼうし街道」等）	自然系地域、農業系地域
●道路付属物（標識、街灯等）における景観的統一性の確保	すべての地域
●道路の役割に配慮した景観整備（東海環状自動車道の桁下空間の修景・緑化等）	すべての地域

■「視点場」に関する景観づくりの方針

基本方針

美しい自然景観と農村文化の
暮らしを居心地よく眺める
ことができる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●眺望を楽しむのに適した視点場の整備・管理	自然系地域、沿道・業務系地域、農業系地域
●建築物等の配慮による視点場からの良好な眺望の保全	自然系地域、農業系地域
●まちづくりとの連携による新たな視点場の創出	すべての地域

主要な視点場の選定基準

美しい自然景観や農村文化の暮らしの景観など、長い年月を経て守り育てられてきた貴重な景観を眺望できる場所について、以下の基準を踏まえ、選定しました。

- 眺望が良好で、景色を眺めるのに適した場所
- 誰でも自由に訪れることができる公共的な空間
- その周辺に景観を阻害するものがなく、視線を遮られずに眺望できる場所

第4章 街並み形成地区の景観形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

4-1 景観づくりの目標

2025年8月30日、東海環状自動車道本巣IC、PAが開設されました。本巣PAは、2023年7月に既に開設しているもとまるパークと一緒に利用が可能であり、本市の広域からの来訪者に対する玄関口としての機能が期待されています。また、本巣市役所についても2024年7月に新庁舎での業務が始まっており、2026年4月からは、本巣消防署本巣北分署が業務を開始します。

このような都市機能の新設、集約化は、当該地域に対して、広域からのアクセス性や公共サービスを中心とする利便性の向上が飛躍的に高まり、既存の大規模商業施設、鉄道駅等と合わせて本巣市の新しい中心部になることが期待されます。

新しい中心部の景観については、周辺に広がる田園風景、特産である柿畠、遠景の能郷白山等の山並みと一体となった自然・緑の中に広がる新しい市街地風景として、たくさんの“人々”が行き交い、この場所で集い、大きな賑わいを形成する空間となることを目指します。

また、景観まちづくりについては、市民の意見を吸い上げ、ボトムアップ型の景観づくりを基本とし、市民がこの新しい中心部でこれまでにない出会いや経験ができるような、新しいふるさとの風景を形成していきます。

景観づくりの目標(将来像)

**人々が集い・行き交い、新たな魅力を
生み出す空間の景観づくり**

～ほっとして、元気を感じる景観のあるまち～

4-2 街並み形成地区の景観づくりの方針

(1) まちの新しい誇りとなる景観づくり

- まちの新しい玄関口にふさわしい「洗練された景観」を創出
- 緑化等により公共的空間を確保し「環境にやさしい景観」を創出
- 背後の田園や住環境と調和した「地域性を育む景観」を創出

(2) 周辺環境に配慮した景観づくり

- 敷地の緑化により、都市活動の中にも「落ち着きのある景観」を創出
- 本巣IC・PAを中心に一体感のある眺望を形成し「眺めたくなる景観」を創出
- 背後にみえる山並み、田園と溶け込んだ「地域との調和を感じる景観」を創出

(3) まちの発展を魅力的に表現した景観づくり

- 見通しを確保した新しい土地利用による「開放感のある景観」を創出
- 街並みの連続性に配慮した施設・設備配置により「心地よい景観」を創出
- 人流を促す賑わいの演出によって「歩きたくなる／訪れたくなる景観」を創出



東海環状自動車道本巣 IC



本巣市役所



周辺の良好な農村集落



もとまるパーク

図 景観形成方針区分図



(4) 街並み形成地区の地域区分

① 長良糸貫線沿道・周辺地区

街並み形成地区の東西方向の骨格となる(都)長良糸貫線沿道・周辺地区を指定します。沿道には、もとまるパークが位置し、市役所、消防署が立地する(市)西部連絡道路と交差しています。また、国道157号交差点付近には、北方自動車学校跡地があり、新しい土地利用によって、将来的に本巣市の中心市街地の骨格を形成する道路沿道となります。

② 国道157号沿道地区

現状では、(都)長良糸貫線交差点より北は準工業地域(以後、「北区間」とする。)、南は近隣商業地域(以後、「南区間」とする。)となっています。

北区間については、沿道西側は比較的規模の大きな工場が分布しており、東側では、沿道型店舗、住宅等が立地しています。

南区間については、東西両側とも店舗、住宅等が立地しています。

既成市街地であり、現状でも統一感のない、自由度の高い建築物が多く分布しており、新たに景観的なまとまりを目指す地区ではありません。このため、著しく彩度、明度の高い色彩の利用等に対して、これを抑制できるようにします。

③ 本巣IC周辺地区

現状では、農地が多く分布しています。本巣ICの開設によって、特に工業・物流系の土地利用の需要が高まってきます。このため、将来的に工場、物流倉庫等の立地を想定した景観基準を設けます。道路等の公共空間から圧迫感がなく、遠景の山並み、近接する田畠、集落によって形成される新しい風景が、本巣市の新しい玄関口にふさわしいものとなるような基準とします。

④ 西部連絡道路沿道地区

新庁舎、消防署の建設によって、(市)西部連絡道路沿道は多くの公共サービス機能を備えた地区を連絡しています。将来の新しい中心部の南北方向の骨格を形成するとともに、モレラ岐阜と合わせて、本巣市の行政、商業サービスの中心となります。

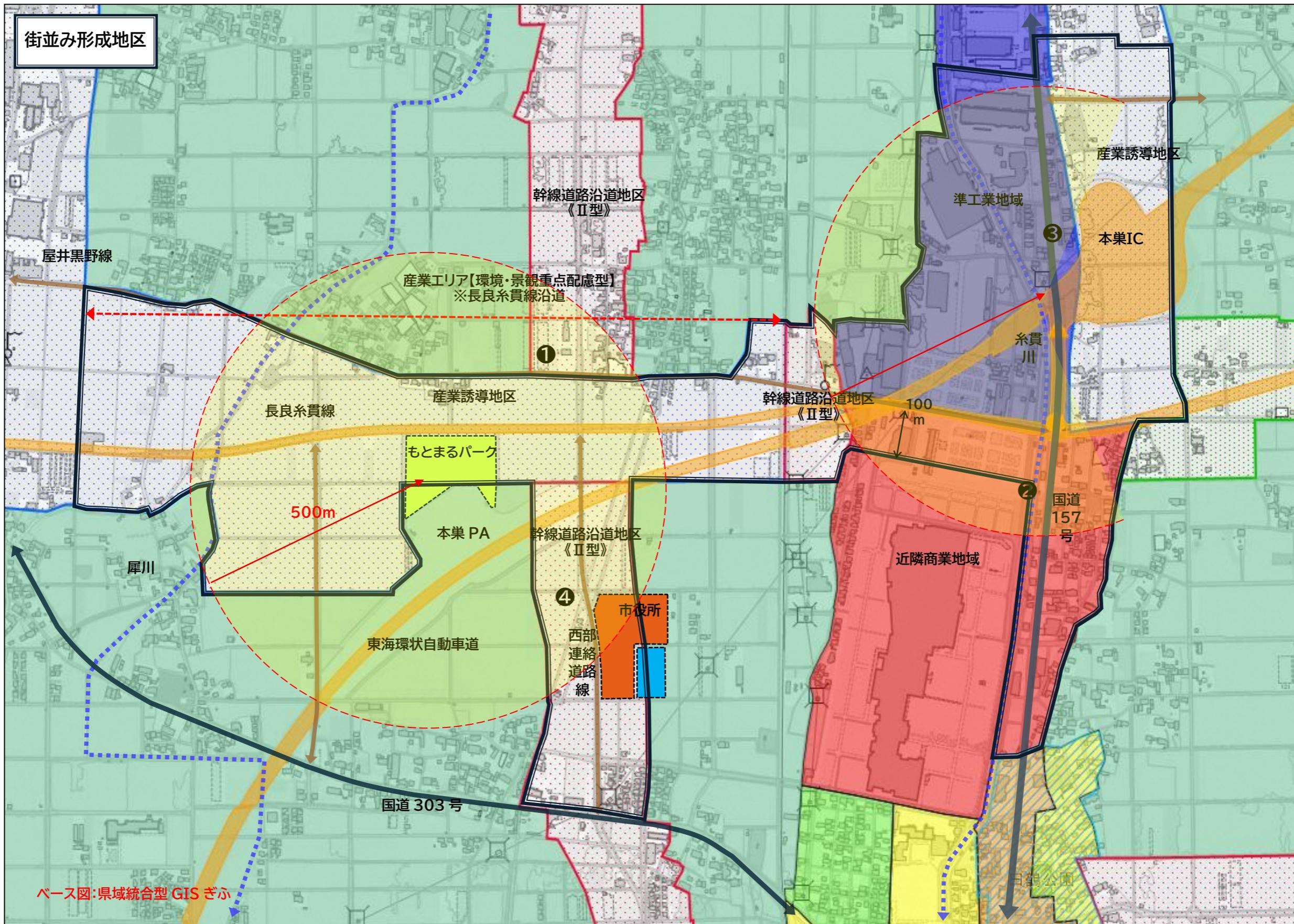
このため、“雄大な自然、農村の原風景、特色のあるまちの顔が織りなす美しい景観づくり”を目指して、自然と融合した都市景観を形成できるような景観基準とします。

⑤ 農村集落配慮帯

本巣IC周辺には、既存の農村集落が分布しています。農地、とりわけ柿畠は、本巣市の代表的な原風景です。

本巣IC・PA周辺地区は、本巣ICの開設によって、今後、急速な都市化が進行すると考えられます。この本巣市の原風景を守り、未来につなげていく集落に対する配慮は非常に重要です。このため、既存の農村集落に隣接する地区への都市的土地利用の配置については、幹線道路沿道の景観基準とは別に折り合いと集落地景観保全のための景観基準を設けます。

図 街並み形成地区図



第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

景観形成基準は、良好な景観の形成のために、建築行為等を行う際に守っていただくルールとして定めるものです。

本市では、自主的に配慮すべき事項として「景観形成配慮事項」を定めるとともに、最低限遵守すべき事項として「景観形成基準」を定めます。

なお、「景観形成基準」は、市が行為者に対して指導・勧告等を行う際の判断基準となります。

5-1 景観形成配慮事項

すべての行為において配慮すべき事項を以下に定めます。

●周辺景観との調和に対する配慮

- ・周辺景観との調和や連続性に配慮した配置・形態意匠・色彩・緑化に努めること。
- ・大規模な建築物等は、外観に占める割合が大きい壁面の形態意匠・色彩に変化を持たせ、緑化を積極的に行うなどして、周辺に与える圧迫感を軽減すること。
- ・木材・石材等の自然素材の活用に努めること。

●良好な眺望に対する配慮

- ・山並み、田園風景等への眺望を阻害しない配置・規模とすること。
- ・周辺への見通しを過度に遮蔽しないこと。
- ・道路等の公共空間からの見え方に配慮した配置・形態意匠・色彩・緑化に努めること。

●良好な景観資源に対する配慮

- ・行為地周辺における自然環境や歴史・文化的資源の存在を把握し、その保全や修景への活用を意識すること。
- ・山並み等の自然環境に近接する場合は、緑のまとまりや連続性、地域の植生に影響を与えないようにすること。
- ・農地に隣接する場合は、田園景観に影響を与えない配置や緑化等を意識すること。
- ・歴史・文化的資源に近接する場合は、その雰囲気を阻害しないよう、色彩・規模・形態意匠等に配慮すること。

5-2 景観計画区域に関する良好な景観形成のための事項

[景観法第8条第4項第2号]

(1) 景観形成基準

行為毎の遵守すべき事項を以下に定めます。

①建築物の建築等、工作物の建設等

区分	基準の内容
配置・規模	<ul style="list-style-type: none">●道路等の公共空間や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えないよう、ゆとりある空間の確保に努める。●主要な視点場(P25)からの眺望を阻害しない配置・規模とする。●農業系地域では、田園景観への影響を考慮し、突出しない高さとする。●良好な景観が形成されている住宅地・集落に近接する場合は、その街並みの連続性に配慮した高さとする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">●周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある街並み形成に努める。●壁面や屋上等に、地域性にそぐわない華美な装飾物の設置をしない。
材質	<ul style="list-style-type: none">●光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none">●けばけばしい色彩は避け、落ち着いた色彩とする。●外壁の大部分を占める色彩(基調色)は、マンセル表色系による明度2以上・彩度6以下とする。●デザインのアクセントとして、外壁に基調色の範囲外の色彩を用いる場合は、外壁各面の20%以下とする。●着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げる部分については、色彩基準を適用しない。
緑化	<ul style="list-style-type: none">●緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定する。●周囲の自然景観、田園景観との調和に配慮し、適度な緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none">●屋上・壁面等に設置する建築設備は、位置を工夫するなど、道路等の公共空間から目立たないようにする。●垣、柵等は、周囲に圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。●夜間の屋外照明は、過度な光の散乱や過剰な演出を避ける。

②開発行為、土地の形質の変更

区分	基準の内容
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●地形の改変は必要最小限とし、実施する場合は、できる限り現況地形を活かす。 ●道路等の公共空間側から見える場所に法面や擁壁が発生する場合は、できる限り緑化や自然素材の活用による修景に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定する。 ●周囲の自然景観、田園景観との調和に配慮し、適度な緑化に努める。

③木竹の伐採

区分	基準の内容
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●伐採は必要最小限とする。 ●伐採の位置を工夫し、目立たないようにする。 ●伐採後は、縁の回復に努める。

④屋外における物件の堆積

区分	基準の内容
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●物件の集積又は貯蔵の面積は、必要最小限とし、高さをできる限り抑え、整然とした積み上げ方とする。 ●位置を工夫し、生垣等により遮蔽するなど、周辺から目立たないようにする。

⑤太陽光発電設備の設置

区分	基準の内容（◆：施設上部、○：単独の工作物の場合）
位置	<ul style="list-style-type: none"> ◆勾配屋根に設置する場合は、当該設備等の最上部が設置する建築物の棟高を超えないようにする。 ○土地に自立して設置する場合は、敷地境界からできるだけ後退させる。 ○土地に自立して設置する場合は、接続箱、集電盤、蓄電池、パワーコンディショナーなどの設備も、周囲から目立たない場所に配置する。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆勾配屋根に設置する場合は、地上から目立たないよう、できる限り設置する建築物の屋根に密着させる。 ◆陸屋根や屋上に設置する場合は、地上から目立たないよう、当該設備の最上部をできる限り低く抑え、パラペット等の目隠し措置を図る。 ○傾斜地に自立して設置する場合は、設置場所の地形の勾配や斜面方向に關係なく、パネルの向きや角度を揃え、統一感のある形態とする。

色 彩	<p>○◆パネルの色は、黒または彩度2以下の濃紺もしくはこれに類する色相とし、かつ低反射性で目立たないものとする。</p> <p>○土地に自立して設置する場合は、パネルと脚部、架台、及び接続箱、集電盤、蓄電池、パワーコンディショナーなどの敷地内に設置する設備、並びに敷地や設備を囲む柵などは、周囲の景観と調和した色彩とする。</p>
植栽等	<p>○土地に自立して設置する場合は、敷地内に生育する樹林はできる限り残し、または植栽等による目隠し措置を図る。</p> <p>○土地に自立して設置する場合は、敷地の周囲において植栽等による緑化に努める。</p>
その他	<p>○高台や傾斜地等を造成し設置する場合は、東海環状自動車道を含む道路上の移動する視点から、太陽光発電施設の敷地が目立たないよう、あらゆる配慮措置に努める。</p>

5-3 街並み形成地区に関する良好な景観形成のための事項

(1) 景観形成基準（建築物、工作物以外の基準）

街並み形成地区を構成する4地区(農村集落配慮帯は、4地区内の特別基準)における景観形成基準は、景観計画区域の景観形成基準に加えて以下に示す項目を定めます。

①開発行為、土地の形質の変化

区分	基準の内容
緑化	<p>【幹線道路沿いの緑化】</p> <ul style="list-style-type: none">●国道157号、(都)長良糸貫線、(市)西部連絡道路線に面する沿道敷地においては、街並みの連続性・統一性に配慮した緑化に努める。 <p>【既存集落地に隣接する地区の緑化】</p> <ul style="list-style-type: none">●地区外周の住宅地、田園に面した箇所では、高木、低木、草花を適度に組合せ、緑化に努める。

②木竹の伐採

区分	基準の内容
方法	<p>【木竹伐採後の修景】</p> <ul style="list-style-type: none">●伐採後は、街並みの連続性・統一性に配慮しながら敷地の緑化に努める。

③屋外における物件の堆積

区分	基準の内容
方法	<p>【敷地内の視認性】</p> <ul style="list-style-type: none">●敷地内が全く確認できないような塀を用いず、敷地内の物件の堆積状況が確認できるようにする。

④太陽光発電設備の設置

区分	基準の内容(◆:施設上部、○:単独の工作物の場合)
その他 (沿道景観)	○◆東海環状自動車道IC、PA周辺、国道157号、(都)長良糸貫線、(市)西部連絡道路線沿道から、パネル、接続箱、集電盤、蓄電池、パワーコンディショナーなどの設備が目立たないよう、あらゆる配慮措置に努める。

(2) 景観基準（個別事項）

街並み形成地区を構成する4地区（農村集落配慮帯は、4地区内の特別基準）における建築物、工作物の建築・建設等に関する景観基準は、景観計画区域の景観形成基準に加えて以下に示す項目を定めます。

長良糸貫線沿道・周辺地区

建築物、工作物の建築・建設等に関する景観基準

区分	長良糸貫線沿道・周辺地区
配置・規模	<ul style="list-style-type: none">●本巣PAから(都)長良糸貫線方向の眺望を確保するため、PA、もとまるパークに隣接する敷地では、建物の配置、高さに配慮する。 【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)●農村集落に対し、規模や高さが圧迫感を与えないよう、敷地内において周辺環境に配慮した配置に努める。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">●本巣PAから容易に視認できる建築物や工作物等の外壁は、単調で長大な壁面を避け、形態意匠に変化を持たせるなど、風景の構成要素としての形態・意匠に配慮する。 【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)●バックヤードとしての機能を農村集落側に配置する場合は、形態・意匠に配慮する。
材質	<ul style="list-style-type: none">●壁面や屋根、屋上は汚れや経年変化による劣化が目立たないよう配慮する。 【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)●光沢のある材料による反射光が集落内の建物等に影響を与えないように配慮する。●バックヤードが農村集落側にある場合、壁面の汚れや劣化が目立たないように配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">●外壁の基調色は、複数の同系色を用いるなど、単調にならない工夫に努める。●本巣PAから容易に視認できる建築物や工作物等の外壁は、落ち着いた色を使用し、周辺への圧迫感の軽減に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none">●街並みの連続性・統一性に配慮した緑化に努める。●地区外周の住宅地、田園に面した箇所では、高木、低木、草花を適度に組合せ、緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none">●敷地を囲む垣、柵等は、周囲に圧迫感を与えないよう透視可能な構造、形状とする。●道路に面する敷地は、当該道路に対する夜間の屋外照明に努める。●夜間の建物の過度なライトアップ、電飾、サーチライトの照射は避ける。

国道 157 号沿道地区

建築物、工作物の建築・建設等に関する景観基準

区分	国道 157 号沿道地区
配置・規模	●道路等の公共空間や隣接地との関係を考慮し、可能な範囲内で空間の確保に努め、自動車の敷地内への出入りが歩行者等から認識しやすいようにする。
材質	●壁面や屋根、屋上は汚れや経年変化による劣化が目立たないよう配慮する。

本巣 IC 周辺地区

建築物、工作物の建築・建設等に関する景観基準

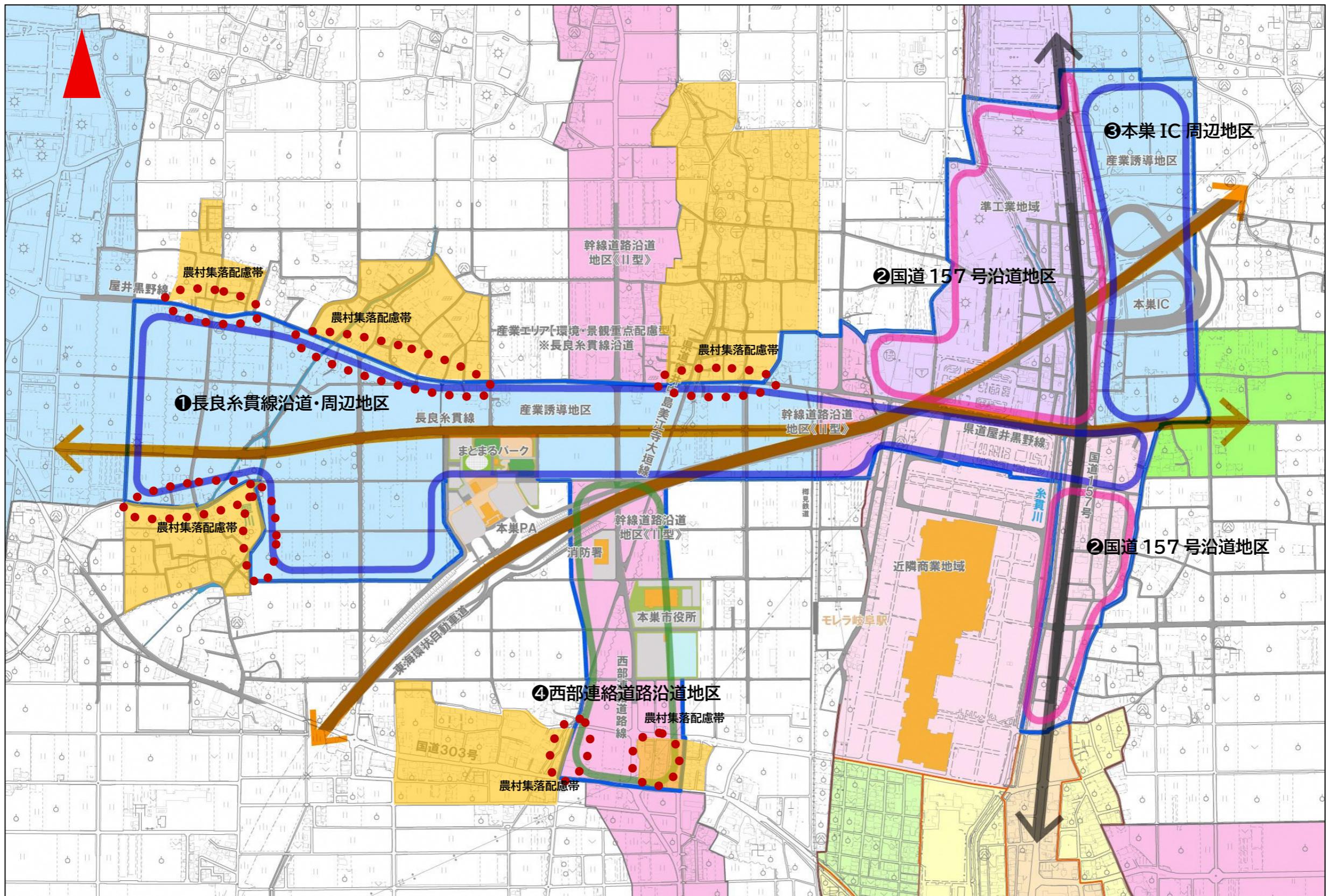
区分	本巣 IC 周辺地区
形態意匠	●東海環状自動車道(特に本巣 IC 周辺)から容易に視認できる建築物や工作物等の外壁は、単調で長大な壁面を避け、形態意匠に変化を持たせるなど、風景の構成要素としての形態・意匠に配慮する。
材質	●壁面や屋根、屋上は汚れや経年変化による劣化が目立たないよう配慮する。
色彩	●外壁の基調色は、複数の同系色を用いるなど、単調にならない工夫に努める。 ●本巣IC周囲から容易に視認できる建築物や工作物等の外壁は、落ち着いた色を使用し、周辺への圧迫感の軽減に努める。
緑化	●田園に面した箇所では、高木、低木、草花を適度に組合せ、緑化に努める。
その他	●夜間の建物の過度なライトアップ、電飾、サーチライトの照射は避ける。

西部連絡道路沿道地区

建築物、工作物の建築・建設等に関する景観基準

区分	西部連絡道路沿道地区
配置・規模	<p>【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)</p> <ul style="list-style-type: none">●農村集落に対し、規模や高さが圧迫感を与えないよう、敷地内において周辺環境に配慮した配置に努める。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">●市役所、消防署等の公共施設の立地する本巣市の新しい中心市街地沿道にふさわしい落ち着いたものとする。●単調で長大な壁面を避け、形態意匠に変化を持たせるなど、風景の構成要素としての形態・意匠に配慮する。 <p>【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)</p> <ul style="list-style-type: none">●バックヤードとしての機能を農村集落側に配置する場合は、形態・意匠に配慮する。
材質	<ul style="list-style-type: none">●壁面や屋根、屋上は汚れや経年変化による劣化が目立たないよう配慮する。 <p>【農村集落配慮帯】 (既存の農村集落との接線・点がある場合、その付近に限定した配慮事項)</p> <ul style="list-style-type: none">●光沢のある材料による反射光が集落内の建物等に影響を与えないように配慮する。●バックヤードが農村集落側にある場合、壁面の汚れや劣化が目立たないように配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">●外壁の基調色は、複数の同系色を用いるなど、単調にならない工夫に努める。●東海環状自動車道を含む周囲から容易に視認できる建築物や工作物等の外壁は、落ち着いた色を使用し、周辺への圧迫感の軽減に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none">●街並みの連続性・統一性に配慮した緑化に努める。●地区外周の住宅地、田園に面した箇所では、高木、低木、草花を適度に組合せ、緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none">●敷地を囲む垣、柵等は、周囲に圧迫感を与えないよう透視可能な構造、形状とする。●道路に面する敷地においては、当該道路に対する夜間の屋外照明に努める。●夜間の建物の過度なライトアップ、電飾、サーチライトの照射は避ける。

図 街並み形成地区 区分図



5-4 届出対象行為 [景観法第8条第4項第1号]

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、景観法第16条第1項の規定により、良好な景観の形成のために、市に対し、事前に計画内容の届出を義務づける行為として定めるものです。

本市では、街並み形成地区については、全ての建築物、工作物を届出対象行為とし、それ以外の景観計画区域については、景観上、目に付きやすい大規模な建築行為等を届出対象行為として定めます。なお、その行為について景観形成基準に適合しない場合は、市が指導・勧告等を行います。

表 届出対象行為

区分		届出対象	
		景観計画区域	街並み形成地区
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転	延床面積が 500 m ² 以上のもの又は高さが 10m(3階建て相当)以上のものの※	すべての新築、増築、改築、移転する建築物
	外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の 1/2 以上のもの	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 100 m ² 以上の場合
工作物の建設等	擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの	高さが 5m以上のもの	高さが 3m以上のもの
	彫像、記念碑その他これらに類するもの		
	煙突、排気塔その他これらに類するもの		
	鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの		
	電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの		
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの		
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	建築面積が 500 m ² 以上のもの又は高さが 10m以上のもの	すべての新築、増築、改築、移転する工作物
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	自動車車庫の用に供する立体的な施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設		
	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		
	太陽光発電施設	見付け高さ(パネル又は架台)の高さ 13m を超えるもの、敷地面積が 500 m ² 以上のもの	見付け高さ(パネル又は架台)の高さ 1.5m を超えるもの、敷地面積が 10 m ² 以上のもの
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更		上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の 1/2 以上のもの	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が 100 m ² 以上のもの

※建築物の高さについて

大規模な建築物は、本市の自然景観や田園風景への眺望を阻害する要素となる可能性があります。

そのため、特に、街並み形成地区では高さ12m以上、それ以外の景観計画区域では高さ15m以上の建築物の建築等(新築、増築、改築、移転)については、事前に本巣市景観アドバイザーと協議し※、景観上の配慮方法に関する助言を受けることとします。

※高さ15m未満の建築物の建築等についても、必要に応じて、本巣市景観アドバイザーに相談

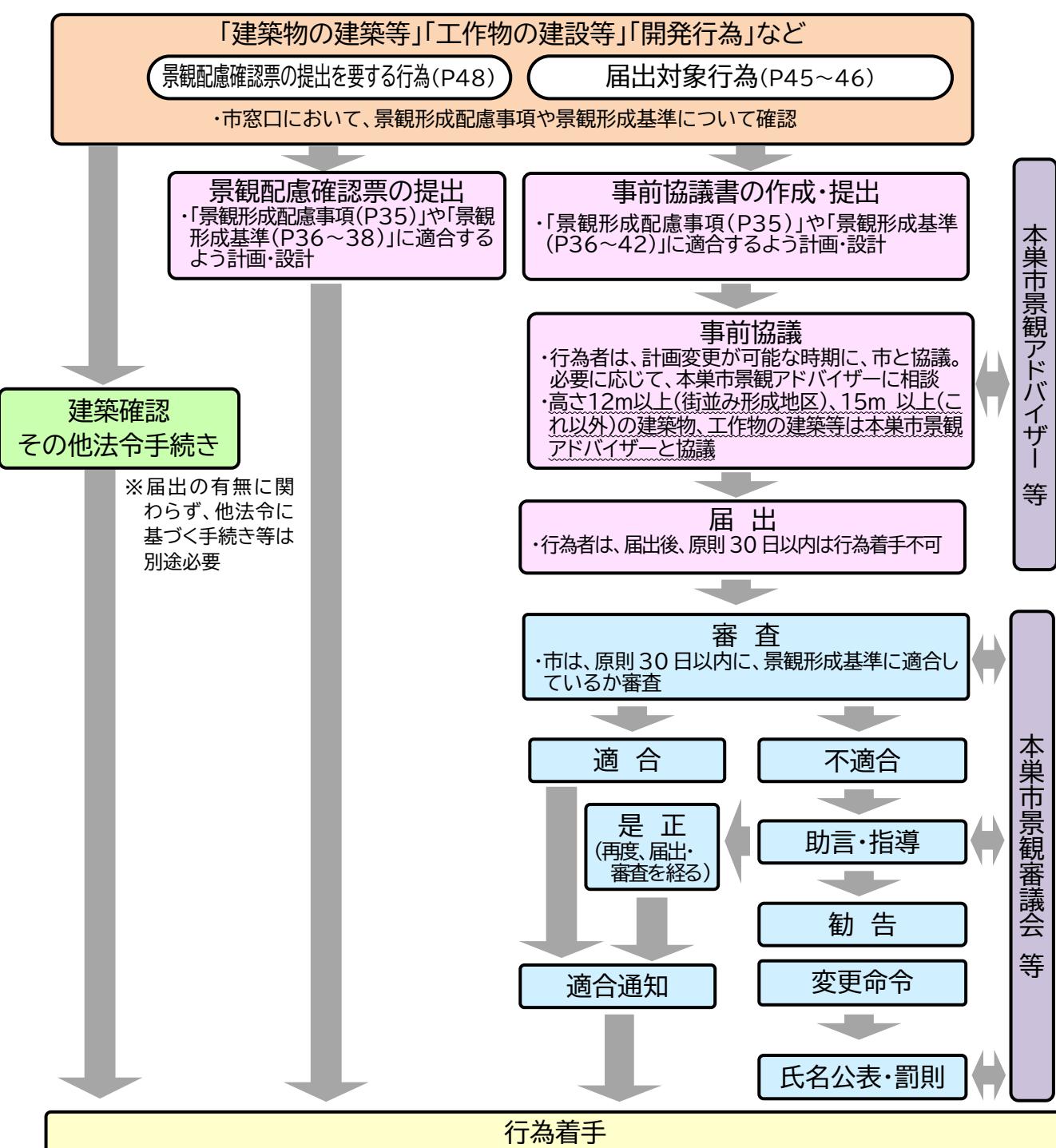
区分	届出対象
開発行為	当該行為に係る土地の面積が1,000m ² 以上のもの又は高さが5m以上、かつ長さが10m以上となる法面、擁壁を生じるもの
土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が1,000m ² 以上のもの、又は高さが5m以上、かつ長さが10m以上となる法面、擁壁を生じるもの
屋外における物件の堆積	当該行為に係る期間が60日以上継続し、かつその用途に供する土地の面積が500m ² 以上のもの

(2) 届出に関する手続きの流れ

届出対象行為を行う場合は、その行為に着手する前に市に届出なければなりません(届出後、原則 30 日以内は行為着手不可)。市は、その行為について、景観形成基準に適合しているかを確認します。

また、届出対象行為に該当しない小規模な建築行為等を行う場合も、できるだけ早い段階で景観形成配慮事項や景観形成基準を確認し、景観配慮確認票を提出するよう努めなければなりません。

手続きの流れは、以下のとおりです。



5-5 特定届出対象行為、景観配慮確認票

(1) 特定届出対象行為

特定届出対象行為は、景観法第17条第1項の規定により、色彩・形態・意匠の基準に適合しない場合に設計変更命令を行うことができる行為として定めるものです。

本市では、届出対象行為に該当する「建築物の建築等」および「工作物の建設等」を特定届出対象行為として定めます。これらの行為について、基準に適合しない場合は、設計変更命令を行うことがあります。

(2) 届出対象以外の行為

届出対象行為に該当しない小規模な建築行為等や、景観条例の施行時点で存在する既存の建築物等については、届出不要です。ただし、景観形成配慮事項や景観形成基準については、すべての建築行為等に対して適合するよう、配慮していただく必要があります。

また、届出対象行為に該当しない小規模な建築行為等(下表参照)を行う場合については、「景観配慮確認票」を提出するよう努めなければなりません。

表 景観配慮確認票の提出を要する行為

区分	対象
工作物の建築等 建築物および	新築、増築、改築、移転 (街並み形成地区を除く景観計画区域のうち、延床面積500m ² 未満、あるいは10m(2階建て以下)のもの)
	外観の変更をすることとなる修繕、 模様替、色彩の変更 (街並み形成地区を除く景観計画区域のうち、延床面積が500m ² 以上のもの又は高さが10m(3階建て相当)以上に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/2未満のもの)

届出対象行為に該当する大規模な建築行為等であっても、以下については届出不要です。

- 国の機関や地方公共団体が行う行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 景観法の規定により許可・認可等を受けて行う行為
- 他法令の規定による許可・認可等を要する行為
- その他、景観条例で定める行為

※景観法第16条第5項、第7項

5-6 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区的基本的な考え方

本市には、建築物で構成される街並みや、地形、気候などの自然条件が創造する風景で、本市の象徴となる優れた景観、歴史的な雰囲気を感じる景観など、個性的な景観を持つ地区が存在します。

こうした状況を踏まえ、本市では、景観づくりを重点的に推進すべき地区を「景観形成重点地区」として指定します。景観形成重点地区では、地域住民等の合意形成に基づき、地区独自の景観づくりの方針や、これを実現するための行為の制限に関する事項等を定めます。

なお、景観形成重点地区は、よりきめ細やかな景観形成基準が伴うため、地区の指定にあたっては、景観形成の主体となる地域住民や事業者等の理解と協調が前提となります。

(2) 景観形成重点地区的選定

① 景観形成重点地区的選定基準

景観形成重点地区は、以下の基準をもとに選定します。

- 地域住民が主体となった景観づくりの取り組みがみられるなど、良好な景観の形成に対する地域住民の意識の高い地区
- 市民が認める本郷らしい重要な景観資源を核として、または特徴的な景観資源が集積するなどして良好な景観が形成されている地区
- まちづくりとあわせて計画的に良好な景観を形成する必要がある地区
- 多くの人の目に触れやすい場所など、良好な景観形成が重点的に行われることによって、良好な景観の形成に対する市民・事業者の意識を啓発する上で効果的であると思われる地区

②景観形成重点地区の指定手順

景観形成重点地区の指定については、以下に示す内容を基本的な手順とします。

- ①地区の状況を踏まえ、景観形成重点地区の対象地域を設定
- ②景観形成重点地区で定める内容(地区名、対象地域、方針、行為の制限等)を検討し、当該地区の住民等を対象とした説明会を開催
- ③本巣市景観審議会、本巣市都市計画審議会の意見を聴取
- ④景観形成重点地区の指定に関する事項を告示し、指定案を縦覧
- ⑤景観形成重点地区を指定

③景観形成重点地区における行為の制限

景観形成重点地区では、規制誘導の取り組みを強化します。

「届出対象行為」については、各地区の特性に応じ、対象とする行為を定めます。

「景観形成基準」については、市全域・地域別の共通の景観形成基準を基本としながら、各地区的特性に応じ、配慮事項から遵守事項への移行、遵守事項の定量化(建築物の高さの最高限度など)等を行い、地区独自のものを定めます。

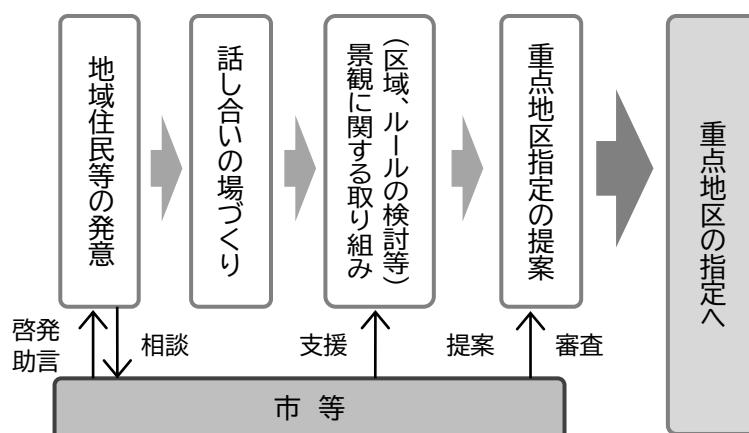
④地域が主体となった取り組みの促進

景観形成重点地区の指定については、地域に暮らす住民の意思が尊重される必要があり、さらにいえば、市からの提案に対して受け身で意見を言うだけでなく、地域が主体となった積極的な取り組みが求められます。

そのため、地域住民やまちづくり NPO 等による、景観形成重点地区の指定の提案(景観形成基準を含む)を促進します。

これについては、景観法に基づく計画提案制度の活用を促進するとともに、技術的支援を含む市独自の提案の仕組みづくりを検討します。

図 地域住民等による提案の流れ ※イメージ

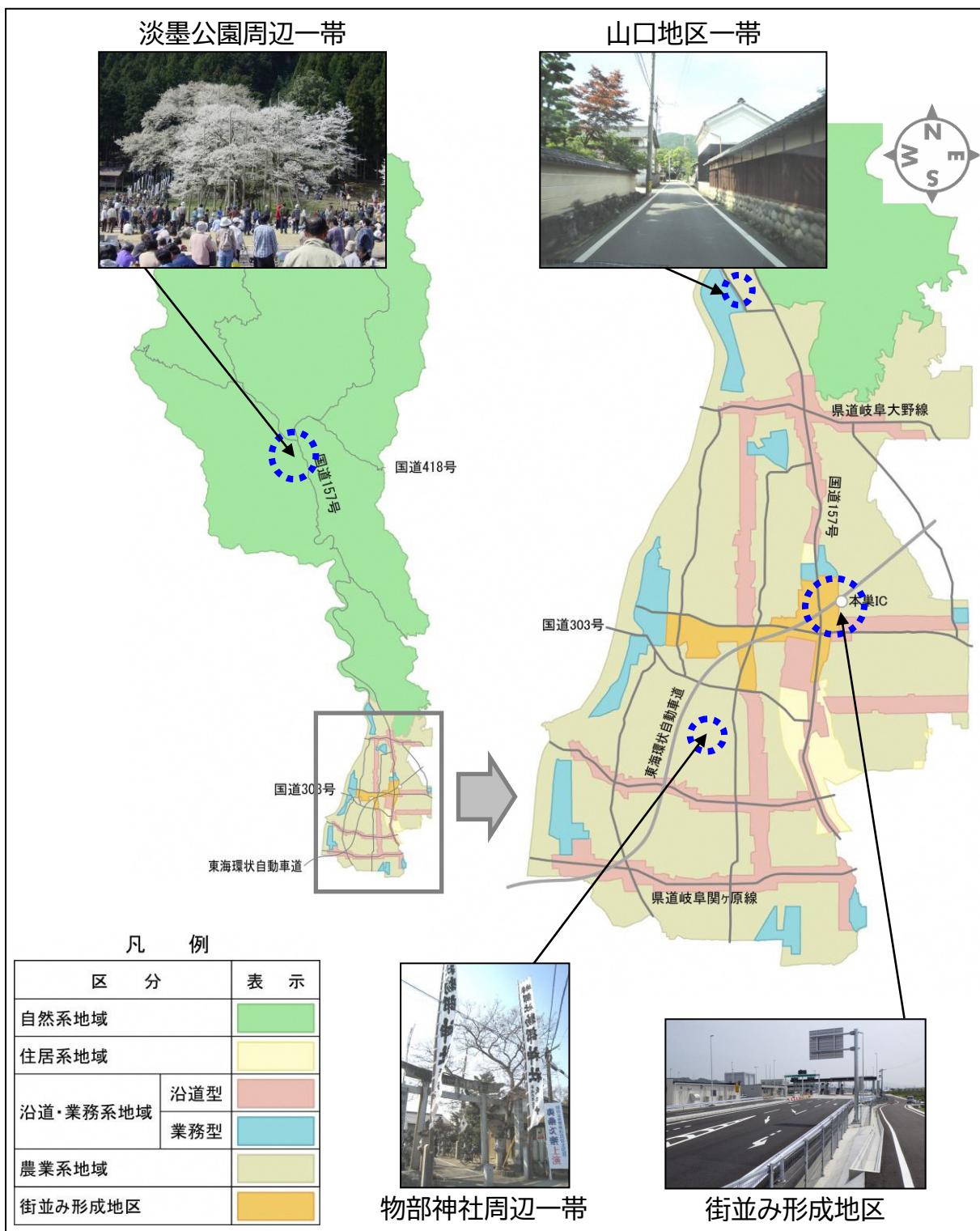


⑤景観形成重点地区の候補

景観形成重点地区の候補は、下図のとおりです。

今後、これらの地区について、必要な範囲、段階において、指定に向けて具体的に取り組みます。特に、街並み形成地区では、インターチェンジ周辺のまちづくりにあわせて、良好な景観形成を誘導していきます。

図 景観形成重点地区の候補



第6章 良好な景観の形成に関するその他施策の方針

6-1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第3号】

(1) 基本的な考え方

市内には、自然、歴史・文化、暮らし・産業、眺望に係る様々な景観資源があり、なかには、地域の個性を表し、保全・活用が求められるものが多くあります。

そこで本市では、積極的に保全・活用を図るべき建造物や樹木について、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

(景観重要建造物、景観重要樹木の制度概要)

- 景観重要建造物または景観重要樹木は、地域の景観上の核となるような重要な建造物(建築物、工作物)または樹木として、それぞれ景観法第19条、第28条に基づき指定するものです。
- これに指定されると、現状変更に際して市長の許可が必要になり、所有者は適正管理が義務づけられるなど、外観・樹容の保全に係る仕組みを活用できるようになります。

(2) 景観重要建造物の指定

道路等の公共空間から容易にみることができ、かつ以下の基準を満たす景観的に優れた建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定し、積極的に保全・活用します。

なお、景観法第19条第3項の規定により、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された建造物は除くものとします。

- 地域の自然、歴史、文化等の特性が建造物の外観によく現れ、地域の景観を特徴づけている建造物
- 市民に広く認識され、親しまれている建造物
- 多くの人の目に触れやすい場所にあって、地域の良好な景観の形成に貢献している建造物
- 優れた意匠・デザインを有し、地域の良好な景観の形成に貢献している建造物

図 景観的に優れた建造物の一例



観音堂
(県指定文化財)

長屋神社本殿附棟札
(県指定文化財)

八幡神社本殿
(市指定文化財)

(3) 景観重要樹木の指定

道路等の公共空間から容易にみることができ、かつ以下の基準を満たす景観的に優れた樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定し、積極的に保全・活用します。

なお、景観法第28条第3項の規定により、文化財保護法に基づき、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された樹木は除くものとします。

- 地域の自然、歴史、文化等の特性が樹木の外観によく現れ、地域の景観を特徴づけている樹木
- 市民に広く認識され、親しまれている樹木
- 多くの人の目に触れやすい場所にあって、地域の良好な景観の形成に貢献している樹木
- 樹高・樹形が美しく、地域の良好な景観の形成に貢献している樹木

図 景観的に優れた樹木の一例



八幡神社の椎
(市指定文化財)



神龍桜



やすらぎの森
彼岸花



樽見鉄道沿線(木知原駅周辺)の桜

6-2 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、建築物や工作物等とともに、景観に大きな影響を及ぼす要素の一つであるため、その表示等には十分な配慮が求められます。

これに関し、市内の屋外広告物については、県から権限移譲を受け、岐阜県屋外広告物条例に基づき許可事務を行っています。また、景観計画策定後は、市域の大半が許可地域となり、本市の管理対象が拡大しています。

一方、対象地域には、県条例に違反している表示・掲出や適切に設置・管理されていないものもあり、周辺景観が著しく悪化することが懸念されます。

本市では、県条例の趣旨および規定の遵守徹底を目指し、県条例に違反した広告物等に対しては、是正指導や除去を行うなど、秩序ある広告景観の形成に努めます。

また、市独自の取り組みとして、景観形成上重要な地域について、屋外広告物法と景観法を組合せ、屋外広告物に関する景観ガイドラインを策定し、適切な掲出・設置を奨励、促進します。

(岐阜県屋外広告物条例の概要)

岐阜県屋外広告物の許可基準(共通基準)

- ①都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること
- ②汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと
- ③広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること
- ④蛍光塗料は、使用しないものであること
- ⑤電飾設備を有するものにあっては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても良好な景観又は風致を損なわないものであること
- ⑥色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること
- ⑦容易に腐朽し、又は破損しない構造であること

図 屋外広告物が多く見られる地域の一例



国道157号沿道



県道岐阜関ケ原線沿道

(2) 将来における市独自の取り組み

本市では、屋外広告物に対する市民の意識の高まりや、許可事務に関する権限委譲後の運用の蓄積等を踏まえ、屋外広告物法に基づく岐阜県屋外広告物条例と本市景観計画並びに景観条例を組合せ、屋外広告物の掲出・設置に係る適切な指導を行います。

特に、街並み形成地区や景観形成重点地区などの景観上重要な地域では、当該地域並びに地区的景観まちづくりの方針に基づいた屋外広告物の掲出・設置に係る推奨ルールを定めます。

(岐阜県屋外広告物条例に基づく、禁止地域・許可地域の概要)

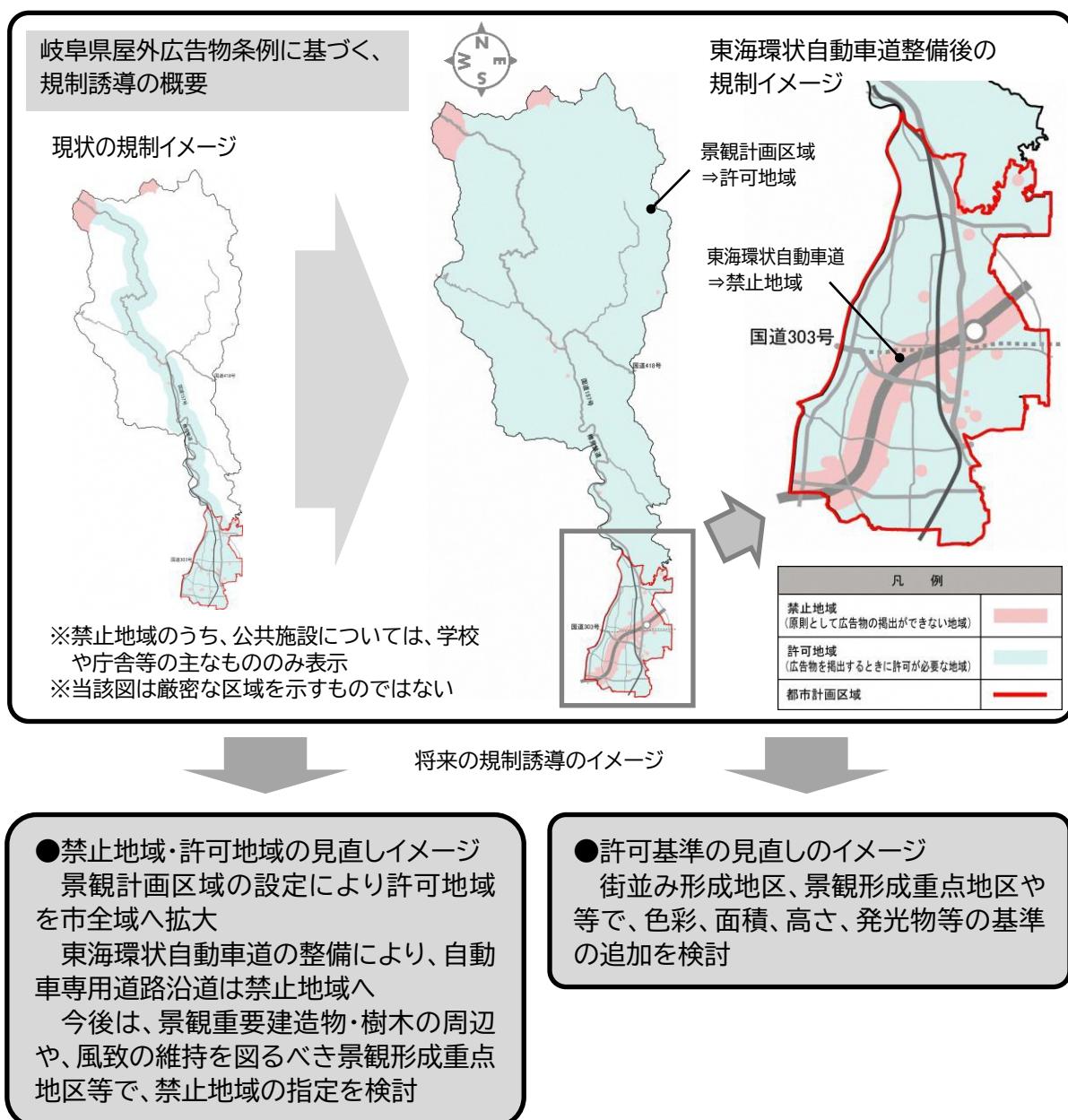
●禁止地域

- 現状
- ①文化財保護法により指定された次の区域
 - ・重要有形民俗文化財(真桑の人形舞台)
 - ・史跡名勝天然記念物(根尾谷断層、根尾谷の菊花石、根尾谷淡墨桜)
 - ②岐阜県自然環境保全条例により指定された次の区域
 - ・自然環境保全地域(能郷白山、岩の子)
 - ③都市公園法に規定する都市公園の区域
 - ・敷波公園、田鶴公園
 - ④官公署、学校、図書館等の公共施設
 - ⑤自動車専用道路
 - ・東海環状自動車道(市内全区間の路線の両側 500m 未満の区域)

●許可地域

- 現状
- ①道路、鉄道等で知事が指定する区間・区域
 - ・国道 157 号(県道北方多度線との交点から福井県境までの区間で両側 1,000m 以内)
 - ・国道 303 号(県道北方多度線との交点から滋賀県境までの区間で両側 1,000m 以内)
 - ・県道岐阜関ヶ原線(本巣市内の区間で両側 1,000m 以内)
 - ・樽見鉄道(神海駅以南の区間で両側 1,000m 以内)
 - ②都市計画法の規定により指定された都市計画区域
 - ③景観法の規定により指定された景観計画区域
 - ・本巣市全域

図 地域の実情に応じた屋外広告物の規制誘導の変遷



6-3 景観重要公共施設に関する方針

[景観法第8条第2項第4号口]

(1) 基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素のひとつです。

そこで、市内の公共施設については、地域の景観に配慮した整備や管理を行うとともに、景観上、特に重要な公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、「景観重要公共施設」として選定し、景観重要公共施設の制度の活用を図ります。

(景観重要公共施設の制度概要)

- 景観重要公共施設とは、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設(道路、河川、公園等)として、景観計画のなかに位置付けるものです。
- 景観重要公共施設に位置付けられた公共施設については、景観法第47条等により、景観計画に即した整備や占用を施設管理者に義務づけるなど、地域の景観と調和し、良好な景観の形成を牽引するための仕組みを活用できるようになります。

(2) 地域の景観に配慮した整備や管理

市内の公共施設のうち、国・県が管理する公共施設については、それぞれの景観形成指針に基づく整備や管理を促進します。

また、市が管理する公共施設については、国や県による景観形成指針に準拠しながら、適切な整備や管理を行います。

さらに、管理者の異なる公共施設や種別の異なる公共施設において、一体的・一元的に良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、管理者間の横断的な協議体制を整備するとともに、本市の実情に応じた管理者共通の景観形成指針の作成を検討します。

(国や県による公共施設の景観形成指針)

- 「道路デザイン指針(案)」国土交通省 平成17年3月策定
- 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」国土交通省 平成19年2月策定
- 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」国土交通省 平成29年10月策定
- 「河川景観の形成と保全の考え方」国土交通省 平成18年10月策定
- 「岐阜県公共事業景観形成指針」岐阜県 平成18年3月策定
- 「岐阜県公共事業景観形成指針の手引き」岐阜県 平成18年3月策定

など

(3) 景観重要公共施設の整備等

本市では、良好な景観形成を牽引するための制度を活用し、地域の景観に配慮した公共施設の整備等を実現するため、景観法に基づく景観重要公共施設の選定を行います。

① 景観重要公共施設の候補

道路、河川、公園のうち、以下の基準を満たすものを景観重要公共施設の候補とします。

- まちの骨格を成す道路・河川など、都市構造をつくる重要な要素としての公共施設
- 山並み・田園風景・市街地等への良好な視点場となっている公共施設
- 景観形成重点地区内にある主要な公共施設
- 景観資源へのアプローチ道路など、景観資源を引き立てるために重要な公共施設
- 市民に広く認識され、親しまれている公共施設

図 景観重要公共施設の候補

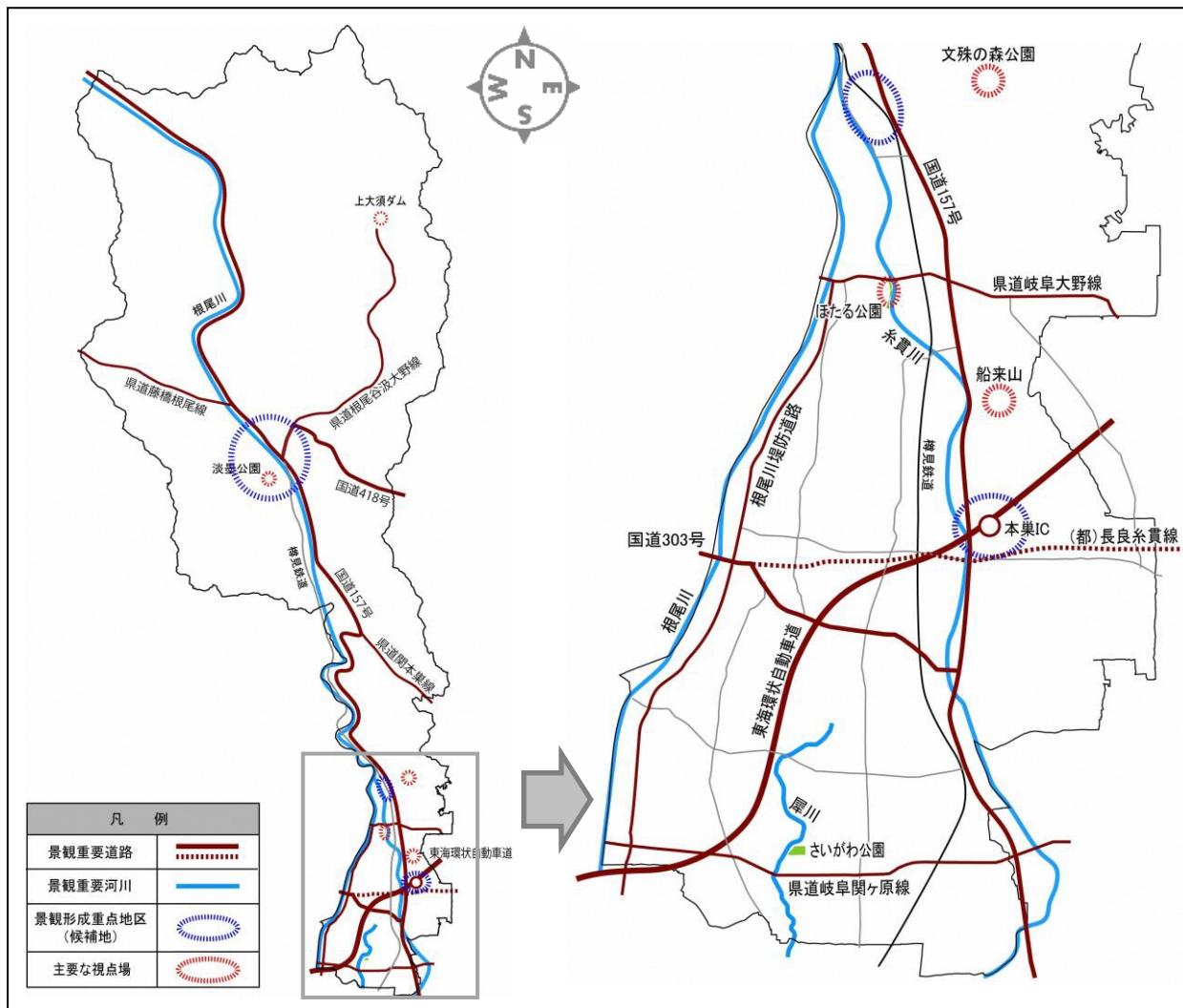


図 景観上重要な公共施設の一例



国道 157 号



県道岐阜大野線



県道岐阜関ヶ原線



長良糸貫線



糸貫川(ほたる公園)



糸貫川(親水空間)



犀川(親水空間)



大河原第一砂防堰堤



鶴巣第一砂防堰堤

②選定の進め方

景観重要公共施設の選定については、前述の候補を基本としながら、施設管理者と協議し、同意を得たものから順次行います。特に、「今後整備が予定されている公共施設」や「景観形成重点地区に含まれる公共施設」について、優先的に検討します。

景観重要公共施設に選定する場合は、公共施設の景観形成指針や本計画の景観形成基準等を踏まえながら、施設毎に、「整備基準」や、必要に応じて「工作物等(電柱、広告塔、バス停留所等)の占用許可基準」を具体的に定め、本計画に位置づけます。

③考えられる整備等の方針

景観重要公共施設の区分	整備等の方針
道路	<ul style="list-style-type: none">●景観や自然環境にも配慮した街路樹等による沿道緑化●連続性・統一性のある景観の創出●緑化等による法面・擁壁の修景●道路付属物の周辺景観との調和(色彩等)●地域特性に配慮した舗装の美装化●無電柱化や、電柱における景観的配慮●街灯による夜間照明●眺望を楽しむ視点場の整備
河川	<ul style="list-style-type: none">●自然環境に近い河川景観の創出●川を眺め、川に親しむ場の整備●工作物の周辺景観との調和(色彩等)●眺望を楽しむ視点場の整備
既に整備が完了している施設や、当面、整備の見込みがない施設	<ul style="list-style-type: none">●景観阻害要素の除去・発生防止(色彩の変更、速やかな補修等)●視点場における樹木等の維持管理

第7章 本計画の推進に向けて

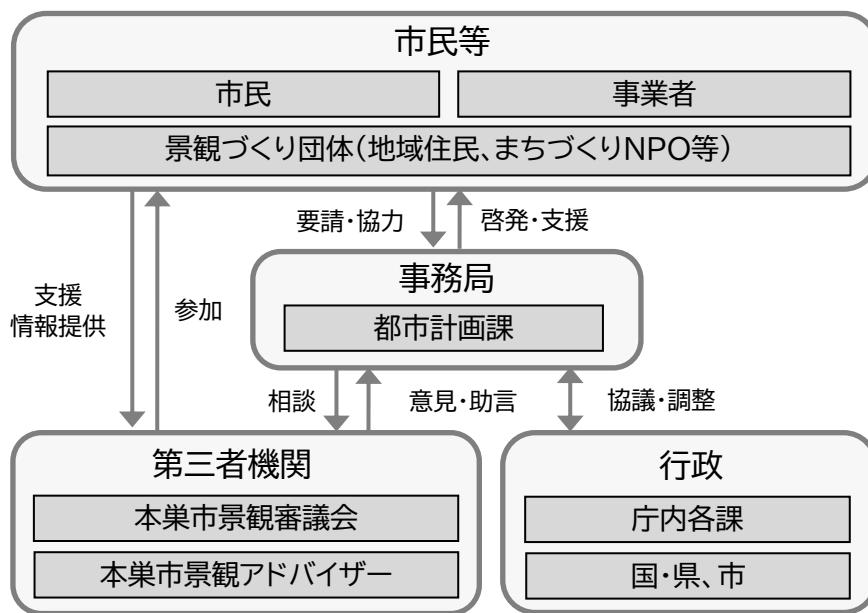
7-1 推進体制の整備

(1) 総合的な推進体制の整備

良好な景観の形成のためには、市民、事業者、行政の個々の取り組みに留まるのではなく、様々な主体が連携しながら、その取り組みを広げていく必要があります。

そのため、本市では、各主体の推進体制を整えるとともに、相互に連携する全市的な体制の構築を図ります。

図 本計画の推進体制



(2) 公正で専門性のある機関の設置

本計画の適正な推進や一層の充実を図っていくため、幅広い人材を募りながら、専門性や客観性を持った第三者機関の設置を図ります。

特に、景観に関する事項を広く審議する「本巣市景観審議会」や、届出制度の運用等にあたり専門的見地から助言する「本巣市景観アドバイザー」の設置を検討します。

(本巣市景観審議会のイメージ)

- 構成
学識経験者、専門家(都市計画、法律、建築等)、各種団体の代表者、地域の代表者
- 役割
 - ・本計画の見直しに関する審議
 - ・届出制度の運用に関する意見
 - ・違反行為への勧告・変更命令・その他処分に関する意見
 - ・景観形成重点地区の指定に関する意見
 - ・景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設の指定に関する意見

など

(本巣市景観アドバイザーのイメージ)

●構成

専門家(都市計画、建築、色彩、デザイン、造園、広告等)

●役割

・建築行為等の個別事案に関する専門的助言

・市民等の活動に対する技術的支援や助言

など

(3) 行政の連携体制の構築

様々な主体による景観づくりを促進・調整する役割を担い、景観行政を着実に推進していくため、景観担当部局(都市計画課)の体制の充実を図ります。

また、良好な景観の形成に寄与する事業を効果的かつ効率的に推進するため、庁内調整を行う会議や、国・県等との行政間調整を行う会議を適宜組織します。特に、後者については、景観重要公共施設の指定段階において、組織化を推進します。

(4) 市民等による景観づくり団体の組織化や活動への支援

専門家の派遣や情報提供等の支援を行うことで、景観づくり団体の立ち上げや、活動の活性化、団体相互の連携を促進します。

また、景観づくり団体と行政が役割分担し、より効率的・効果的に景観づくりを進める観点から、景観法に基づく景観整備機構制度の活用を検討します。

(景観整備機構の制度概要)

●景観整備機構は、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人・NPO法人を、良好な景観の形成を担う主体として、景観法第92条に基づき指定するものです。

(本市が指定する景観整備機構の業務のイメージ)

●市民等を対象とした景観イベント(シンポジウム、講演会等)の開催

●景観づくり団体の活動に対する支援(専門家の派遣、情報提供等)

●景観重要建造物・樹木の指定に向けた取り組みや、指定後の管理

●重要な景観資源に関する調査・研究 など

(5) 各主体が協議調整する場の設置

良好な景観の形成のためには、市、公共施設管理者、住民など、様々な立場の関係者が、一同に会し、利害の異なる課題について協議調整しながら解決を図っていくことが有効です。

そのため本市では、景観づくりの課題に応じ、各主体が協議調整する場を適宜設置します。なお、景観重要公共施設の指定段階、その他特に必要な場合においては、景観法に基づく景観協議会制度を活用し、協議の実効性を高めます。

(景観協議会の制度概要)

- 景観協議会は、良好な景観の形成に関する協議を行う機関として、景観法第15条に基づき組織するものです。
- 景観協議会は、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関、各種団体(商工、観光等)、事業者(電気事業、鉄道事業等)、住民等を加えることができます。
- 景観協議会で合意された事項については、協議会の構成メンバーに対し、法的な尊重義務が発生します。

(本市で景観協議会を設置する場合のイメージ)

- 東海環状自動車道(本巣IC)や都市計画道路など、将来的に景観重要公共施設となることが見込まれる施設と、その周辺地域が一体となった良好な景観を形成するため、市、当該公共施設の管理者、商工会、電気事業者、地域住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針や、周辺地域における景観づくりのあり方の検討を実施
- 景観重要公共施設(国・県管理)について、良好な景観を形成するため、市および国・県が参加して、年度当初などに、予定する具体事業に係る協議を実施
- 本巣市景観審議会において、景観づくりの重要課題を審議し、その解決に向けた個別具体的な協議調整の場として景観協議会を設置

など

7-2 市民との協働による景観づくりの推進

良好な景観の形成のためには、市民が主役としての自覚を持ち、事業者や行政を含む様々な主体が担い手となって取り組んでいくことが必要です。行政の役割としては、市民に対し景観への意識を変える機会を提供するなど、景観への意識を継続的に醸成していくことが必要です。

そのため、本市では、景観づくり団体(NPO 等)とも連携しながら、以下の取り組みを総合的に実施し、市民との協働による景観づくりを推進します。

(1) 意識の啓発

①継続的な啓発

多くの市民に、景観づくりへの興味や様々な形で関わっていく意識を持つもらうため、情報発信やイベント開催等の様々な取り組みを検討していきます。

- 市広報・市ホームページ・各種パンフレット等を活用した情報発信
 - シンポジウムなど、普及啓発イベントの開催
 - 景観資源巡りなど、参加・体験型のイベントの開催
 - 解説書(景観形成基準をわかりやすく解説したもの等)の作成
- など

②景観づくりを担う人材の育成

景観づくりを担う人材育成を図るため、子どもや行政職員を含む様々な主体に対して、景観に関する学習機会を提供します。

- 学校教育と連携した景観教育の実施
 - 市民等を対象とした勉強会・研修会の開催、出前講座の実施
 - 行政職員を対象とした勉強会・研修会の開催、先進地の視察
- など

③優れた景観の顕彰

景観づくりに対する市民等の意欲向上を促すため、優れた景観を表彰するなど、広く周知する取り組みを進めます。

- 「景観的に優れた建築物や活動等の表彰」の制度化検討
 - 景観への優れた配慮を計画し実施された行為に対して「(仮称)景観配慮推奨モデル」として認定する等の周知方法の検討
 - 景観資源ガイドマップ(景観資源のデータベース)の作成
- など

(2) 市民が主体となった取り組みの支援

景観づくりは長期にわたって持続的に取り組んでいくことが大切であるため、市民等が主体となって、様々な形で景観づくりに取り組んでいけるよう、景観への取り組みの熟度にあわせ、段階的な活動に対応した各種支援の充実を検討します。

図 段階的な取り組みと支援策のイメージ

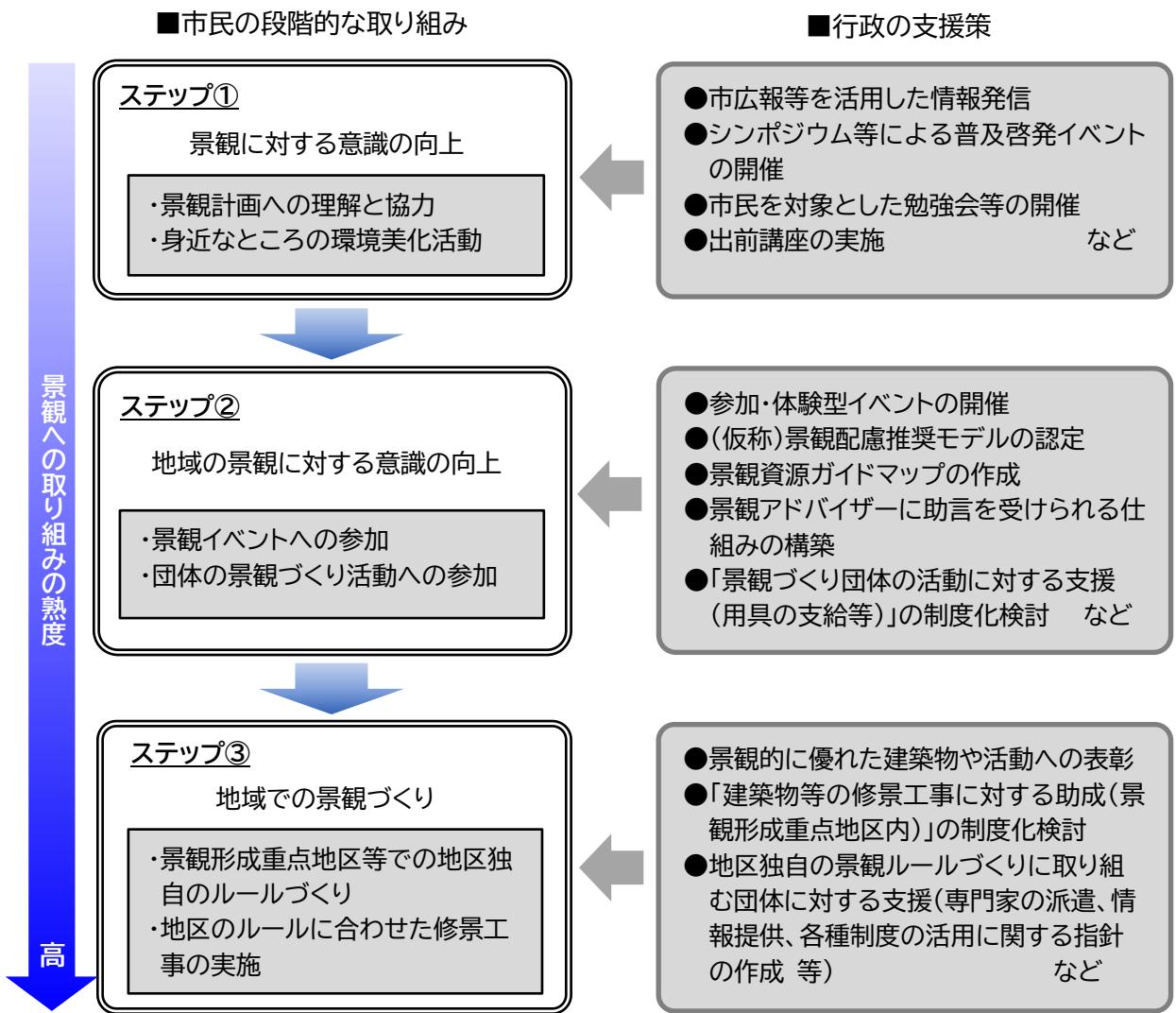


図 景観づくり団体の活動の一例



樽見鉄道を守る会の花いっぱい運動



政田更屋敷自治会による花いっぱい運動

7-3 規制誘導や整備等の効果的な展開

(1) 届出制度に係る運用規定の整備

建築行為等を行う際に、景観に配慮しているかを確認するための手続きとして、「届出制度」があります。本市は、この制度を適切に運用するための各種規定を整備します。

①景観条例の制定

景観条例では、届出制度の運用について、必要な事項を定めます。

具体的には、届出を義務づける行為の追加・適用除外や特定届出対象行為の設定など、景観法から委任されている事項を定めるとともに、事前協議の実施など、本市が独自に取り組む事項を定めます。

その他、市民が主体となった取り組みに対する支援策など、本計画の実効性を高めるための事項も定めることとします。

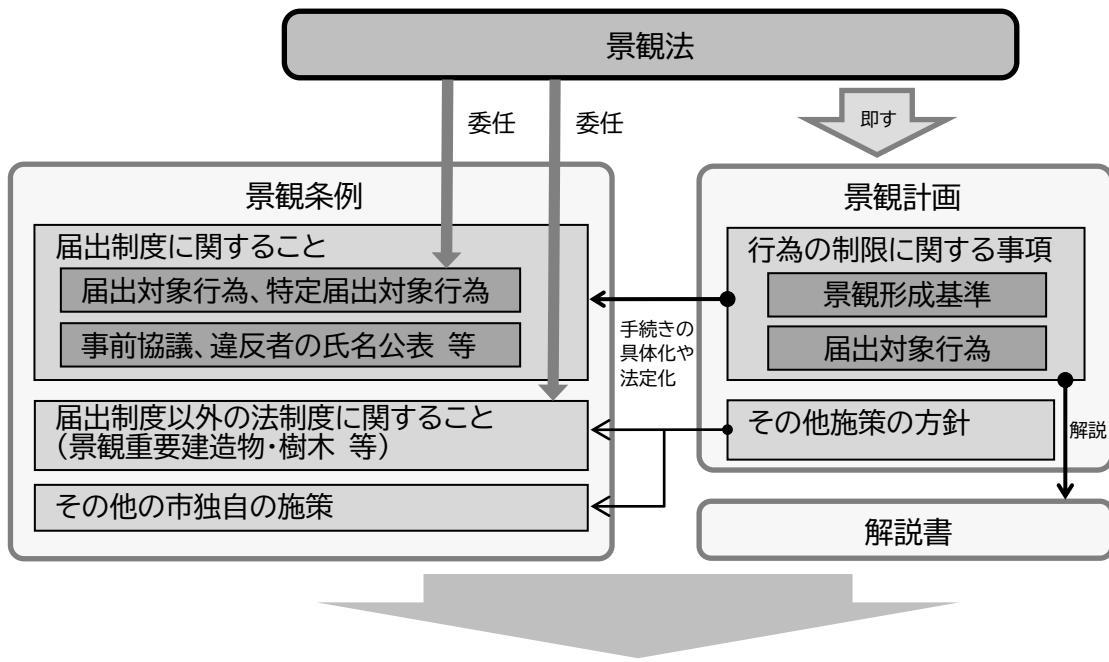
②景観計画解説書の作成

解説書では、景観形成基準に沿って実際に建築行為等を行う際の留意点について、詳しく分かりやすく解説します。

例えば、景観形成基準の内容については、具体的な数値基準と、文章で表現した定性的基準がありますが、建築行為等に取り組む人々が同じイメージを持つことができるよう、定性基準の解釈について、事例写真や図を用いて目に見える形で紹介するようにします。

解説書作成後においても、事例の蓄積等に応じて、適宜充実を図ります。

図 本計画と景観条例・解説書の関係



(2) 景観形成重点地区の指定・波及

重点地区の候補地として挙げた地区については、地域住民の意識の高まりやまちづくりに係る個別事業を具体化していく段階において、関係地権者等との協議の上で、景観条例に基づく指定に向けた検討を行っていきます。また、新たな重点地区の候補地についても、必要に応じて拡充を検討します。

(3) 法制度を活用した取り組みの推進

①景観法に基づく基本的な制度の活用

本計画では、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設など、景観計画の枠組みにも大きく関係する制度について、活用にあたっての基本的な考え方を示したところです。

これらの制度については、実効性のある規制等が可能であり、良好な景観の形成には効果的です。そのため、本計画策定後において、対象候補を精査し、必要な協議調整のもと、順次、制度活用を図っていきます。

②各種法令に基づく制度の活用

本市では、景観法に加えて、関連する法制度についても、景観づくりの目的に応じて、適宜、活用を図り、総合的に取り組んでいきます。

(その他制度の活用イメージ)

- 里山の自然景観の保全
 - ・都市計画法に基づく風致地区制度(自然と調和した開発の誘導)
- 秩序ある良好な沿道景観の創出
 - ・屋外広告物法に基づく市独自の「屋外広告物条例」の制定により、地域の実情に応じた屋外広告物の規制・誘導を実施
- 重要な歴史・文化的資源の保全
 - ・文化財保護法に基づく文化財の指定
 - など

(4) 関連計画との連携

景観づくりは、都市基盤の整備、文化財の保護、緑化、観光・産業の振興など、様々な分野にまたがる取り組みであるため、関連する計画と連携しながら総合的に推進していきます。

特に今後は、東海環状自動車道の開通を契機としたまちづくり等を考慮し、その他関連計画の策定にあたっては、景観面からも検討を行い、全体として連携・調整した景観施策を展開できるよう努めます。

